

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	入院助産措置費	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	川和田 昌弘
		担当者名	細山 一夫	内線	3814
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	入院助産措置費(030203-010401)				
事務事業の種類	新規事業（ 22年度 21年度 ）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	25 年度	根拠法令等	児童福祉法第22条、荒川区児童福祉法施行細則第7条、荒川区入院助産実施要綱	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	ひとり親家庭等への支援[03-03]			
目的	経済的な理由により、入院助産を受けることができない場合、その妊産婦に対して出産費用を扶助することにより、施設で安全な出産を行い、児童の健全な育成をはかる。				
対象者等	保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦（住民税非課税世帯・生保世帯）				
内容	<p>東京都が認可する助産施設（病院・助産院）で出産した場合、下記の経費を助産施設に支払う。</p> <p>ただし、都立施設の場合は都負担となる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1．入院料及び処置料 健康保険法等の規定する療養費・食事療養費 2．分娩介助料 148,310円 3．胎盤処置料 実費 4．新生児介補料 1日3,810円 5．新生児用品貸与料 1日500円 6．新生児室料 1日1,100円 7．保険料 30,000円（平成21年1月から産科医療補償制度が創設されたことに伴い、分娩費に上乗せされる損害保険料） <p>利用者負担額 健康保険等による出産一時金の10%を納付</p>				
経過	平成12年から都の補助制度について、見直し（助産扶助対象者基準について都独自基準の設定を廃止し、国と同一にした。）平成21年1月から産科医療補償制度の損害保険料が支弁できる項目として加わった。				
必要性	保健上必要があるのに、経済的理由により助産を受けることができない妊産婦を援助する制度として必要。				
実施方法	<p>（ 1直営 ） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 窓口申込（助産施設入所申込書記入） ・ 面接記録表作成 ・ 訪問調査 ・ 助産の実施の承諾（申請者・病院・都へ通知） ・ 病院へ費用支払い（異常分娩等入院助産に係る医療費については、国民健康保険団体連合会等を通じて、自己負担分・審査事務手数料を支払う） 				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	1,087	1,067	2,120	1,450	4,213	7,094	9,143	
決算額（22年度は見込み）	1,086	429	2,119	830	4,212	7,094	9,143	
人件費		2,327	2,989	2,135	3,388	4,072		
【事務分担量】（%）		27	35	25	40	50		
合計（+）	1,086	2,756	5,108	2,965	7,600	11,166	9,143	
国（特定財源）	552	255	797	436	2,030	3,478	3,150	
都（特定財源）	276	128	398	218	1,028	1,739	1,575	
その他（特定財源）	70	10	140	70	356	115	191	
一般財源	188	2,363	3,773	2,241	4,186	5,834	4,227	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	入院助産相談件数(新規)	45	45	40	24	22	14	14
	入院助産活動件数(延べ)	111	152	59	57	75	55	55
	助産決定件数(都立病院含む)	17	11	20	12	18	20	20
うち区負担分(私立病院のみ)	4	2	7	3	16	16	16	

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度(決算)		平成21年度(決算)		平成22年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
		13委託料	審査支払手数料	1	審査支払手数料	1	審査支払手数料
20扶助費	入院料及び措置費	2,096	入院料及び措置費	3,791	入院料及び措置費	4,418	
	分娩介助料	1,681	分娩介助料	2,335	分娩介助料	3,114	
	胎盤処置料	45	胎盤処置料	56	胎盤処置料	72	
	新生児介補料	263	新生児介補料	270	新生児介補料	640	
	保険料	30	保険料	480	保険料	630	
	新生児用品貸与料	34	新生児用品貸与料	84	新生児用品貸与料	84	
	新生児室料	62	新生児室料	78	新生児室料	184	

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	入院助産決定件数	12	18	20	18	—	

(問題点・課題)	<ul style="list-style-type: none"> ・助産施設が限定されているので、初診の病院等から指定施設への転院指導が必要である。 ・出産間近な妊産婦を受入れる助産施設はほとんどないため、病院間の連絡調整が必要となっている。 ・産科医不足のため、都立病院での普通分娩予約が難しい状況となっている。（都立墨東病院ではハイリスク分娩のみ病院間で協議の上、受付ける。） ・都立病院では、妊娠初期に分娩予約が必要な状況である。 ・助産施設の減少。19年度当初48施設 22年6月末現在40施設（休止施設を除く）
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	早期から指定施設に入所するように指導する。	指定施設（病院等）と妊産婦の信頼関係が深まり、妊産婦の精神的負担の軽減になる。
	入院助産制度について保健所・病院（産婦人科）等の関係機関に周知する。	出産にあたり、妊産婦の保健上・経済上の不安を取り除き、有効な少子化対策となる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の内容で実施する。

議会議決要旨	
--------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	母子生活支援施設（事務費）	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	川和田 昌弘
		担当者名	細山 一夫	内線	3814
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	母子生活支援施設措置費（20-87-50）				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）	建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成 40年度	根拠	児童福祉法第23条（母子保護の実施）、荒川区児童福祉法施行細則、荒川区母子生活支援施設運営費補助要綱		
終期設定	有 無 年度	法令等			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	ひとり親家庭等への支援[03-03]			
目的	保護者が、配偶者のいない女子またはこれに準じる事情にある女子であって、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるとある場合において、その保護者から申込みがあったときは、その保護者及び児童を母子生活支援施設において保護しなければならない。（児童福祉法第23条）				
対象者等	児童の福祉に欠ける母子世帯 入所世帯数 19世帯（45人） 平成22年6月初日現在				
内容	<p>生活、住宅等に困窮し、児童の養育困難な配偶者のない女子及びその児童を入所させ、母子を保護するとともに、利用者の悩み（就労問題、パートナーからの暴力等）に沿った自立計画を立て、地域社会やボランティア団体との交流を通じながら的確かつ効果的な支援を行ない、母子と一体となって自立への意欲を高めていく。</p> <p>1．入退所事務 ・子育て支援課ひとり親女性福祉係</p> <p>2．母子生活支援施設（名称ハイツ尾竹）・認可年月 平成18年2月 ・所在地 荒川区町屋</p> <p>・設置主体 社会福祉法人 東京都福祉事業協会 定員 20世帯</p> <p>・職員 常勤職員7人〔施設長1人、少年指導員兼事務員2人、母子指導員2人、心理療養担当職員1人、用務員1人〕</p> <p>非常勤職員4人〔被虐待児個別対応職員、特別生活指導員、入所児童処遇特別職員、心理療法補助職員 各1人〕</p> <p>嘱託医1人</p>				
経過	<p>昭和24年 都の施設として開設、昭和40年 区に移管。建物は、昭和35年竣工。</p> <p>平成7年度 東京都福祉事業協会に運営委託。</p> <p>平成10年度 児童福祉法改正により施設名称変更。母子寮 母子生活支援施設</p> <p>児童福祉法に基づき平成13年4月より、入所について措置から契約による申込み制度に変更。</p> <p>平成13年度 国基準算定の定員が暫定20世帯に回復（前年度後半から入所世帯数が急増）</p> <p>平成18年1月末 区立ハイツ尾竹廃止。2月 私立母子生活支援施設開設。</p> <p>平成18年6月 ショートステイ事業開始</p>				
必要性	児童福祉法に基づく市区町村の責務				
実施方法	<p>（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p>国基準措置費は、認可定員・初日在籍人数に基づき、毎月施設に支弁する。都基準加算分、区単独加算分は請求に基づき補助する。入所申込 面接 調査 入所の承諾 入所（荒川区母子生活支援施設入所事務処理要綱）</p>				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	67,296	74,596	74,900	74,949	77,383	80,099	80,171	
決算額	67,101	71,037	74,555	73,689	76,769	79,665	80,171	
人件費		4,999	6,832	2,562	4,235	4,072		
【事務分担量】（%）		58	80	30	50	50		
合計（+）	67,101	76,036	81,387	76,251	81,004	83,737	80,171	
国（特定財源）	24,471	25,431	29,835	28,785	31,663	32,651	32,640	
都（特定財源）	12,235	12,716	14,924	14,393	15,831	16,342	16,320	
その他（特定財源）	125	133	251	103	218	191	209	
一般財源	30,270	37,756	36,377	32,970	33,292	34,553	31,002	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	月平均入所世帯数	19.6	19.6	19.7	18.2	18.1	19.4	19
	月平均入所者数	44.2	44.2	50.3	46.9	42.7	48.1	50
	相談件数（新規）	68	74	34	31	26	30	30
	入所世帯数（新規）	9	9	4	6	6	5	5

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
負担金補助金及び交付金	区単独助成	1,132	区単独助成	1,386	区単独助成	1,386	
扶助費	母子保護費	75,637	母子保護費	78,324	母子保護費	78,785	
					広域母子保護費	4,800	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値(25年度)	
	退所（自立）世帯数	6	4	6	6		
	退所（自立）人数	16	8	16	16		
	平均在所年数（年度末現在）	2年 10ヶ月	3年 2ヶ月	2年 8ヶ月	2年 8ヶ月		

（問題点・課題）	<p>在所期間が長期化している世帯の自立に向けた自立支援計画の見直しと効果的な指導が課題となっている。また、区内にDV被害者の夫等がいる場合には、接近の危険性が高く、区内の母子生活支援施設へ入所措置することは好ましくないため、危険があり、監護すべき児童の福祉が欠けると思われる母子世帯に対して、特例として他自治体の広域受入可能な母子生活支援施設へ入所措置する必要がある。</p>
他区の実況	<p>（実施 22 区 未実施 区）</p> <p>母子保護事業は全区実施。自区内に施設を持たない区 3区（千代田、中央、文京）</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
在所している全世帯の自立支援計画について検討し、退所に向けて効果的な指導を行う。	入所世帯個々の在所期間が短縮すれば、それだけ多数の入所希望世帯が利用できるものとする。
母子生活支援施設への入所措置について、区内だけでなく区外の母子生活支援施設まで受け入れ先を拡大する。	荒川区の母子生活支援施設に入所ができない母子世帯に対し、子どもの養育の見守り及び世帯の自立に対しての支援を提供することができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	推進	入所措置を充実する

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	ショートステイ事業	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	川和田昌弘
		担当者名	茶谷由紀子	内線	3789
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	ショートステイ事業（03-02-01-01-12-01）				
事務事業の種類	新規事業	（ 22年度 21年度 ）		建設事業	それ以外の継続事業
開始年度	昭和	平成	18年度	根拠法令等	児童福祉法第6条の二、子育て短期支援事業実施要綱（平成15年6月18日厚生労働省局長通知）、次世代育成支援対策交付金評価基準、荒川区ショートステイ事業実施要綱
終期設定	有	無	年度		
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準			計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	多様な子育て支援の展開[03-02]			
目的	保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合、当該児童について区内の母子生活支援施設ハイツ尾竹において短期間の養育・保護を行うことにより、児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。				
対象者等	区内に在住する2歳以上から中学校就学前までの子どもを一時的に養育することが困難となった保護者				
内容	1. 対象者：2歳以上中学校就学前までの荒川区内在住の児童を養育する、次のいずれかの事由に該当する者で、他に養育する者がいない者 （1）保護者の疾病 （2）育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ等 （3）出産、看護、事故等 （4）冠婚葬祭、転勤、出張等社会的事由 2. 利用期間：7日以内（日帰り利用可） 3. 申込み受付期間 原則として利用日の3ヶ月前から5日前 4. 定員 原則3人 5. 受入時間 午前8時30分～午後10時 6. 基本負担額（1人1日当たり）：2,600円（住民税非課税世帯1,300円、生活保護世帯0円） 7. 食事代：朝食300円、昼夕食500円（全世帯有料） 8. タクシー送迎代：片道500円（全世帯有料）				
経過	・平成18年 2月 ハイツ尾竹内にショートステイ専用室設置。18年6月から事業開始。 ・平成18年12月 事業の弾力的な運用として日帰り利用を開始した。 ・平成20年 4月 受入児童の年齢を3歳から2歳に引き下げ				
必要性	核家族化が進んでいる今日、近くに近親者がいないなど保護者が疾病や出産等により一時的に子どもを養育できない場合、子育て家庭への支援として本事業は必要である。				
実施方法	（一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） ・申込み：子ども家庭支援センター ・事業：母子生活支援施設ハイツ尾竹設置者 社会福祉法人東京都福祉事業協会に委託				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額			7,769	7,776	8,886	9,432	9,106	
決算額（22年度は見込み）			7,766	7,776	8,886	9,431	9,106	
人件費			854	854	424	407		
【事務分担量】（%）			10	10	5	5		
合計（+）	0	0	8,620	8,630	9,310	9,838	9,106	
国（特定財源）			608	455	1,798	1,590	1,590	
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	8,012	8,175	7,512	8,248	7,516	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	利用児童数（延べ泊数）			58	112	75	79	100
	利用児童数（実人員）			25	45	31	40	50
	1人あたりの宿泊数			2.3	2.5	2.4	2.0	2.0

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
委託料	人件費等基本額		7,892	人件費等基本額	8,692	人件費等基本額	8,565
	減免額区負担分		242	減免額区負担分	121	減免額区負担分	61
	送迎代区負担分		552	送迎代区負担分	276	送迎代区負担分	138
	2歳児受入用備品		200	光熱水費等	246	光熱水費等	246
				消耗品	96	消耗品	96

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
利用児童数（延べ泊数）		112	75	79	100	150	

（問題点・課題）	<p>利用日の5日前受付により、受け入れ体制を整えているが、緊急時の利用ができないことと、利用申請と事前面接の場所が離れているため、利用者にとって不便な面があり、今後、検討していくことが必要。</p>
他区の実況	<p>（実施 18 区 未実施 5 区）</p> <p>未実施区：千代田・台東・文京・江東・江戸川</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
過去3年間の利用実態及び事業実施状況の把握・分析	事業運営の基礎の確立及び今後の効果的な事業展開の推進
利用申請方法を検討する。	手続きの方法を見直すことで、利用率の向上を図ることができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	一時的に養育困難となった家庭を支援し、児童の安心・安全を確保する上で、その必要性は高い。

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	ファミリー・サポート・センター事業	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	川和田 昌弘
		担当者名	中川 和行	内線	3 8 1 1
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	ファミリー・サポート・センター事業費(03-02-04-01-14-01)				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）	建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成 10 年度	根拠法令等	次世代育成支援対策交付金評価基準・東京都ファミリー・サポート・センター事業取扱方針、荒川区ファミリー・サポート・センター事業実施要綱		
終期設定	有 無 年度				
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	多様な子育て支援の展開[03-02]			
目的	残業や通院時の一時的な子どもの預かり、保育園・小学校の送迎などの子育て支援を、地域の協力会員が行なうことにより、地域における子育て支援を推進するとともに、仕事と育児の両立を図ることを目的とする。				
対象者等	概ね生後6ヶ月～小学校3年生までの子どもを持つ保護者で子育ての援助を必要とする者（利用会員）及び保育士等育児に関する資格のある子育ての援助者（協力会員） 平成22年5月末現在会員数 ・ 利用会員 908人・ 協力会員 217人 計 1125人				
内容	育児の援助を受けたいもの（依頼会員）及び育児の援助を行いたい者（協力会員）があらかじめ会員として登録し、依頼会員から利用の申し込みがあった場合、依頼会員・協力会員・事務局が事前打合せをしたうえで、協力会員の自宅で預かる。 ファミリー・サポート・センター事業委託業務 ・ 会員登録、管理業務 ・ 依頼会員・協力会員のコーディネート業務 ・ 広報活動 報酬額 1時間あたり720円（午前9時～午後5時、それ以外の時間は840円）				
経過	平成9年度策定のエンゼルプランにおいて、早急に取り組む事業を選定した子育て支援重点プログラムの中の「地域における育児相互援助活動の支援」を事業化したものである。平成10年9月から、福祉公社の自主事業として開始したが、平成11年4月から厚生労働省補助事業として再編・実施した。 平成12年度より、福祉公社廃止に伴ない荒川区社会福祉協議会に事業委託。 平成14年4月1日から、従来の「仕事と育児の両立支援」という事業目的に、「地域における子育て支援」が追加され、家庭で保育している親に対する支援なども行えるようになった。				
必要性	核家族化等で地域の子育て支援力が低下しているなかで、地域で互いに支え合う相互援助活動を推進する必要がある。また、多様化する保育需要に対して、区の保育サービスだけで対応することは困難であり、子育て支援に欠くことのできない制度である。				
実施方法	（3委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 社会福祉協議会に委託				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
予算額		7,372	8,272	8,240	8,931	9,678	9,569	9,569
決算額（22年度は見込み）		7,048	8,101	7,888	8,867	9,678	9,563	9,569
人件費			981	1,281	427	424	407	
【事務分担量】（%）			15	15	5	5	5	
合計（+）		7,048	9,082	9,169	9,294	10,102	9,970	9,569
国（特定財源）		3,604	1,574	1,433	2,578	1,753	1,614	1,614
都（特定財源）		753	812	780	865	972	0	0
その他（特定財源）								
一般財源		2,691	6,696	6,956	5,851	7,377	8,356	7,955
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	利用会員数	330	351	330	526	700	887	900
	協力会員数	172	155	143	167	181	218	230
	活動回数	10,608	9,953	9,102	8,858	7,517	9,123	9,500
	活動時間	19,367.3	18,167.8	16,389.3	15,846.4	13,044	15,710	16,000

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料	事務局運営経費	8,940	事務局運営経費	8,550	事務局運営経費	8,729
	会員に対する会議等開催経費	317	会員に対する会議等開催経費	405	会員に対する会議等開催経費	317	
	広報誌発行経費	421	広報誌発行経費	608	広報誌発行経費	523	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	活動回数(件)	8,858	7,517	9,123	9,500	12,000	

（問題点・課題分析）	延長保育の全園実施等保育を取り巻く環境が変化しており、託児サポート事業の充実や新規分野の取り組みに向け事業の検討が必要。
他区の実況	（実施 21 区 未実施 1 区）世田谷区

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	利用会員が年々増加しているため、事業の拡大を図る必要がある。

況議（要旨）	
--------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	あらかわ子育て応援店・企業	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	川和田 昌弘
		担当者名	西谷 浩美	内線	3811
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	あらかわ子育て応援店・企業（03-02-01-01-12-01）				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）	建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成 21年度	根拠法令等	あらかわ子育て応援店・企業認定制度実施要綱		
終期設定	有 無 年度				
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	子育て環境の整備[03-01]			
目的	子育て家庭が実際に生活する地域で見守り支えられる社会を目指し、区内の子育てを支援する店舗・企業等を「あらかわ子育て応援店・企業」として認定し、子育て支援の普及啓発を図る。地域全体で子育て支援に対する機運を高め、「子育てにやさしいまちづくり」を推進することを目的とする。				
対象者等	区内で営業を行っている商店・企業等				
内容	<p>子育てにやさしいまちづくりに、行政とともに地域の商店・企業が自主的に参加する機会を提供するため、子育て応援店・企業を募集し、認定する。認定店・企業には、認定証と認定ステッカーを交付し、あわせて区の子育て支援情報紙等の配布に協力してもらう。</p> <p>子育て応援サイト・区報きっず等により「子育て応援店・企業」を広く区民に周知し、子育て家庭が楽しく外出・買物等できるよう支援する。また、仕事と子育ての両立を支援する企業を紹介・応援することにより、企業における子育て支援の機運を醸成する。</p> <p>【認定件数】18件（平成22年6月末現在） 飲食店6件、美容院・理容室6件、販売店3件、歯科3件</p>				
経過	<p>平成21年10月 要綱制定</p> <p>平成21年11月 応援店募集開始</p> <p>平成22年3月 第1回子育て応援店・企業認定（応援店15件）</p>				
必要性	地域全体で子育て支援をするとともに、仕事と子育ての両立支援の機運を醸成するため、本事業の着実な推進が望まれる。				
実施方法	<p>（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p>子育て支援モニターや子育てフェスタ参加者等から推薦する店舗等の情報を得て、協力店舗の新規開発を行う。</p>				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額						700	400	
決算額（22年度は見込み）						568	400	
人件費						2,443		
【事務分担当】（%）						30		
合計（+）	0	0	0	0	0	3,011	400	
国（特定財源）								
都（特定財源）						350	200	
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	0	0	2,661	200	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	参加商店・企業						15	

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
消耗品費				認定ステッカー	189		
				認定支援内容表示シール	28		
				子育て情報配布用パンフレット	69	子育て情報配布用パンフレット	100
印刷製本費				認定店PRパンフレット	282	認定店PRパンフレット	300

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	参加商店・企業			15	25	55	年間10ヶ所認定を目標

（問題点分析）	<p>子育て世代が実際に生活する地域全体で子育て支援を担っていくことが課題である。そのため、協力店舗の新規開発を行うための商店街や商連への声かけなどを継続的に実施する必要がある。</p>
他区の実施状況	<p>（実施 5 区 未実施 区）</p> <p>実施区（応援カードなどによる割引など）：台東区（たいとうすくすく手形）、江東区（さざんかカード）、杉並区（杉並子育て応援券）、板橋区（すくすくカード(パウチャー券)）、足立区（子育て支援パスポート）、北区（子育てにっこりパスポート）</p> <p>江戸川区で実施している「子育て安心パスポート」は、区立保育園の保育事業に参加できるもので趣旨が異なるため入れていない</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
協力店舗の新規開発	協力店が増えることにより、保護者がより利用しやすくなり、利用率が促進されることにより、協力店全体の集客率が高まり、さらに協力店が増えるという正の連鎖が生じる。
協力店の周知（区報きっずでの特集など）	事業が周知され、利用が増える。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	地域の商店や企業と一体となった子育て支援を推進するため、今後もその拡大を図る。

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	あらかわ家族の日	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	川和田 昌弘
		担当者名	日坂 修	内線	3811
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	あらかわ家族の日（03-02-01-01-13-01）				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）	建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成 21年度	根拠			
終期設定	有 無 年度	法令等			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	子育て環境の整備[03-01]			
目的	子どもは、家族の愛情のなかで育まれることが基本であり、最も大切なことである。そして、このような子育て家庭を行政、企業、地域社会が支える、このようなまちこそ、「子育てしやすいまち」ということができる。近年、家族関係や地域関係の希薄化により子育て家庭の孤立化や児童虐待など様々な問題が発生しており、今一度、家族の原点に立ち返り、親子関係を良好にし、子育ての喜びを実感できるように家族のきずなを強める地域社会とするために「あらかわ家族の日」を制定する。				
対象者等	18歳未満の子どものいる家族 （ただし、優待等の事業対象となるのは、実施事業ごとに異なる）				
内容	<p>「荒川区は家族の笑顔を応援しています」をキャッチフレーズに、毎月第三土曜日とその翌日の日曜日を「あらかわ家族の日」と制定した。</p> <p>(1)「家族のきずな・地域のきずなを強める」ことが事業の目的となっている既存事業を「あらかわ家族の日」を中心に再構築し、「家族の大切さ、地域の大切さ」を区民にPRする。</p> <p>(2)横断幕・のぼり旗やポスター・パンフレットを作成し、「あらかわ家族の日」をPRする。</p> <p>(3)「あらかわ家族の日」の主な実施事業</p> <p>親子ふれあい入浴（6月から11月までの第三土曜日） 年6回</p> <p>子育てフェスタ（平成21年11月21日）「あらかわ家族の日」ふれあい写真コンクール展示・表彰</p> <p>ひろば館・ふれあい館事業（夕やけにっぽり文化祭、パパと遊ぼうなど） 年8回</p> <p>荒川遊園無料開放 年20回（21年度）</p> <p>社会を明るくする運動 年2回</p> <p>社会教育等の事業 年3回</p> <p>国：新しい少子化対策として、平成19年度から、家族の日（11月第三日曜日）と家族の週間（家族の日前後各1週間）を定め、「家族・地域のきずなを再生する国民運動」を実施</p> <p>東京都：「深めよう！親子の絆考えよう！家族の関係」をキャッチフレーズに、毎月第三土・日曜日を「家族ふれあいの日」として設定（心の東京革命で実施）</p>				
経過	<p>平成21年6月1日 「あらかわ家族の日」制定について公示</p> <p>平成21年6月20日 制定記念として、親子ふれあい入浴事業の協力浴場において各先着50名に記念のきんちゃくを進呈。その後、毎月第三土曜日と日曜日に事業を実施。実施内容はチラシ等で周知</p> <p>平成21年11月22日 第三回荒川区子育てフェスタにおいて、制定記念エコバッグを来場者に配布してPR</p>				
必要性	親子関係を良好にし、子育ての喜びを実感できるように家族のきずなを強める地域社会とするために「あらかわ家族の日」を制定する。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 横断幕・のぼり旗の作成 ポスターの作成				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額						850	119	
決算額（22年度は見込み）						541	119	
人件費						814		
【事務分担量】（%）						10		
合計（+）	0	0	0	0	0	1,355	119	
国（特定財源）								
都（特定財源）						420	0	
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	0	0	935	119	
実績の推移	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
事項名								
年間延べ事業実施数						40	45	

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		1104一般需用費			PR用のぼり・横断幕	142	チラシ印刷用紙
			パンフレット・ポスター	112	パンフレット・ポスター	100	
			その他PR用品	287			

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値(25年度)	
標	年間延べ事業実施数			40	45	50	協賛・協力事業数

（問題点・課題）	毎月第三土曜日とその翌日の日曜日に実施する事業が少ない月があるため、各課へ周知徹底し、できる限りあらかわ家族の日に親子向け事業を実施するようにする必要がある。
他区の実況	（実施 4 区 未実施 区） 文京区家族の日（毎月第二日曜日）、すみだ家庭の日（毎月25日）、家族ふれあいの日（足立区：毎月第三土曜日）、育児の日（江戸川区：毎月19日）

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
年間予定を組む時点までに、各課へ周知を行う。	あらかわ家族の日実施事業が増加し、区民へPR度が高まる。
「あらかわ子育て応援店・企業」に対し、あらかわ家族の日にサービス等を実施してもらえよう働きかける	<ul style="list-style-type: none"> ・あらかわ家族の日実施事業が増加し、区民へのPR度が高まる。 ・地域の店舗と住民のつながりが強まり、地域社会全体で子育てをしようという機運が高まる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	家族の絆が深まり、子育てに優しい街となるよう広く区民に周知していく。

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	家庭相談事業	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	川和田昌弘
		担当者名	池内秋子	内線	3815
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	家庭相談事業（030204-010101）				
事務事業の種類	新規事業	（ 22年度 21年度 ）	建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	年度	根拠	荒川区組織規則第17条
終期設定	有	無	年度	法令等	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	ひとり親家庭等への支援[03-03]			
目的	区民の家庭生活における人間関係、離婚問題、その他の問題について、家庭相談員が相談に応じ、必要な助言・指導を行い、家庭生活の崩壊を未然に防ぐ。				
対象者等	区民				
内容	相談員による面接相談（常時実施） 家庭生活における人間関係、離婚問題、夫婦関係、親子関係、住宅相談、その他				
経過	昭和40年4月 福祉事務所区移管に伴い家庭相談員も移管。 この事業は、都市における核家族の進展・女性の社会進出により、複雑な家庭問題が発生し、社会に適応できず転落していく女性に対する福祉として東京都が独自に開始したものである。 平成2年7月 非常勤専任相談員を廃止し、一般面接相談員の兼務とした。 平成13年度 東京都家庭相談員連絡協議会に参加。（年6回） 平成18年度 保護課から計画課（平成22年度から子育て支援課に名称変更）に移管。				
必要性	近年の離婚件数の増加、核家族化、少子高齢化社会は家庭問題を複雑化し、相談内容も専門的になり、家庭に関する相談機関も多岐にわたってきている。家庭生活における人間関係に係る相談を主として受ける本事業は、家族の絆やふれあいの必要性が求められている今日、他機関で扱わない相談機関として継続していくことが必要である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 常勤相談員1名 1 区民の来所面接相談 2 家庭問題解決のため、他法、他施策の活用等の助言 3 法律問題等の専門的問題は、区民相談所を紹介				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	6	6	6	4	4	4	4	
決算額（22年度は見込み）	6	6	4	4	4	4	4	
人件費		1,339	2,135	1,281	2,118	2,036		
【事務分担当】（%）		30	25	15	25	25		
合計（+）	6	1,345	2,139	1,285	2,122	2,040	4	
国（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
都（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
その他（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
一般財源	6	1,345	2,139	1,285	2,122	2,040	4	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	離婚相談	5	14	4	0	6	9	10
	夫婦、親子関係相談	11	29	9	4	6	3	5
	その他相談	36	56	56	16	35	25	20
	宿泊所等入所件数(再掲)			4	3	6	4	5

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	分担金	東京都家庭相談員連絡協議会分担金	4	東京都家庭相談員連絡協議会分担金	4	東京都家庭相談員連絡協議会分担金	4

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値（25年度）	
	家庭相談件数	20	47	37	40		

（問題点・課題）	<p>本来、家庭相談とは、「家庭における適正な児童養育、その他家庭児童福祉の向上を図るための相談指導業務」とされているところであり、本事業においては、主として子どもに係わる家庭内の相談を取り扱うことに特化すべきである。専門的な法律上の問題や、子どもとの係わりがでてこない一般的な生活相談等については、関係部課と連携を図りながら、相談者の立場に立った対応が必要である。</p>
他区の実況	<p>（実施 18 区 未実施 4 区）</p> <p>家庭相談員設置区 18区。東京都家庭相談員連絡協議会 会員区17区 未実施区(文京・中野・北・葛飾)</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
家庭相談員のあり方を検討する。	相談の内容を明確にして、相談体制を確立させる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の内容で実施する。

状況（要旨）	
--------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	母子相談事業	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	川和田昌弘
		担当者名	高瀬良子	内線	3814
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	母子相談事業（030204-010201）				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	40年度	根拠法令等	・母子及び寡婦福祉法 ・東京都母子福祉資金貸付条例（条例による事務処理の特例）
終期設定	有 無		年度		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	ひとり親家庭等への支援[03-03]			
目的	母子世帯の経済上、生活上の問題等について母子自立支援員（女性相談員と兼務）が助言、指導を行い、これらの家庭の自立と安定、生活意欲の助長を図る。				
対象者等	区内在住の母子世帯（配偶者のない女子で児童を扶養している者）				
内容	1 相談員による面接相談（常時実施） 母子家庭における生活相談、住宅相談、家庭紛争、医療相談、就職相談、その他 2 東京都母子福祉資金の貸付（母子福祉資金貸付事業 参照）				
経過	昭和39年7月 母子福祉法施行 昭和40年3月 母子福祉法による母子相談員の設置要綱制定 昭和40年4月 福祉事務所区移管 昭和57年4月 母子及び寡婦福祉法と名称を改正 昭和62年4月 専任相談員制を廃止、面接相談員が兼務 平成12年4月 東京都母子福祉資金貸付事務が区長委任条項から「条例による事務処理の特例」制度に移行 平成14年11月 母子相談員の名称を母子自立支援員に改める				
必要性	母子世帯の自立と安定を支えるため、他の関係機関と連携をとりながら相談業務を行うことは大変重要なことである。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 母子自立支援員1名（女性相談と兼務） 1 相談、指導を要する母子世帯等の来所相談 2 民生委員、児童相談所等との連絡、協力及び訪問調査 3 自立に向けた助言、指導				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	228	183	177	131	137	147	262	
決算額（22年度は見込み）	153	172	133	101	100	113	262	
人件費	/	3,539	5,978	5,551	7,623	6,922	/	
【事務分担量】（%）	/	70	70	65	90	85	/	
合計（+）	153	3,711	6,111	5,652	7,723	7,035	262	
国（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
都（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
その他（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
一般財源	153	3,711	6,111	5,652	7,723	7,035	262	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	母子福祉資金貸付相談	85	171	204	198	169	218	220
	住宅相談	32	21	17	30	13	15	20
	家庭紛争相談	3	3	5	3	2	0	0
	その他相談	42	50	232	221	385	237	240

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
一般需用費	印刷製本（納付書等）		98	印刷製本（納付書等）	111	消耗品費（書籍）	10
						印刷製本（納付書等）	250
	分担金	東京都母子相談連絡研究会	2	東京都母子相談連絡研究会	2	東京都母子相談連絡研究会	2

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	母子相談件数	569	569	470	480		

（問題点・課題分析）	母子世帯がかかえる様々な問題を解決するうえで、他の関係機関との連携を深めることが必要である。
他区の実況	（ 実施 22 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
相談員の資質向上を図り、相談体制の充実に努める。	母子家庭の生活の安定と自立を実現する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	母子世帯の自立を支援するため、PRを徹底し、相談体制を強化する。

況議（要旨）	
--------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	自立支援教育訓練給付金事業	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	川和田昌弘
		担当者名	池内秋子	内線	3815
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	母子家庭自立支援給付金事業（030204-010301）				
事務事業の種類	新規事業	（22年度 21年度）	建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	16年度	根拠法令等	母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針（平成15年3月19日付厚生労働省告示第102号）・自立支援教育訓練給付金事業実施要綱
終期設定	有	無	年度		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	ひとり親家庭等への支援[03-03]			
目的	母子家庭の母は、母子家庭となる直前において、職についていた者ばかりでなく、専業主婦等であったために、職業経験が乏しく技能も十分でない者も多く、就職に際し十分な準備がないまま、生活のために職に就かなければならない状況にある。そこで、個々の母子家庭の母の主体的な能力開発の取り組みを支援し、もって、母子家庭の自立の促進を図ることを目的とする。				
対象者等	区内在住の母子家庭の母で、下記の要件の全部に該当する者。 (1) 児童扶養手当の支給を受けているか又は、同様の所得水準にあること。 (2) 受講開始日現在において、雇用保険法による教育訓練給付の受給資格を有していないこと。 (3) 支給を受けようとする者の就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況などから判断して、当該教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められるもの。				
内容	母子世帯の母が資格取得のため、雇用保険制度の指定教育訓練講座等を受講した場合、本人が支払った費用の40%に相当する金額を給付する。（事前相談が必要で給付金は20万円が上限）				
経過	平成15年4月 国において母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針より事業開始 平成16年8月 荒川区において事業開始(支給要綱制定) 平成19年9月 国の雇用保険法にて給付金は2割になったが、荒川区は給付金の4割給付を継続することとした。				
必要性	母子家庭の自立促進に寄与する事業で必要性は高い。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） ・母子相談等の窓口において、当該事業の対象者に事業内容の説明を行い、給付金等の申請を受理する。 ・区報等によるPR 1 児童扶養手当受給者の現況届時にチラシ配布 2 区報掲載（8月1日号に掲載予定） 3 荒川区ホームページにて周知				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	2,000	2,000	2,000	441	709	306	267	
決算額（22年度は見込み）	139	414	304	302	246	291	267	
人件費		431	2,562	2,135	847	814		
【事務分担量】（%）		5	30	25	10	10		
合計（+）	139	845	2,866	2,437	1,093	1,105	267	
国（特定財源）	104	310	228	175	119	63	61	
都（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
その他（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
一般財源	35	535	2,638	2,262	974	1,042	206	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	医療事務	1	4	2	2	4	1	2
	ヘルパー	2	3	3	2	0	0	0
	行政書士	0	1	0	0	0	0	1
	その他	0	0	1	2	0	1	0

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補	教育訓練給付金	160	教育訓練給付金	204	教育訓練給付金	165
一般需用	一般需用費	86	一般需用費	87	一般需用費	102	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
	給付金支給件数	6	4	2	3		
	支給後の就業者数	6	4	2	3		20年度・21年度は調査済み 22年度は見込
	就業率	100%	100%	100%	100%		就業者数 / 受給者数

（問題点・課題）	<p>区報等によるPRをしているが、引き続き、実際に必要な人に本制度が十分に周知されるよう更に、努力することが必要である。</p>
他区の実況	<p>（実施 22 区 未実施 区）</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
<p>区報等により周知し、必要な人が制度を利用できるようにする。</p>	<p>母子家庭の経済的自立を実現する。</p>

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	母子家庭の自立にとって、教育訓練や能力開発は重要である。

（状況）	<p>議会議事録</p>
------	--------------

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	高等技能訓練促進費事業	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	川和田昌弘
		担当者名	池内秋子	内線	3815
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	母子家庭自立支援給付金事業（030204-010301）				
事務事業の種類	新規事業	（ 22年度 21年度 ）		建設事業	それ以外の継続事業
開始年度	昭和	平成	16 年度	根拠法令等	母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針（平成15年3月19日付厚生労働省告示第102号）高等技能訓練促進費事業実施要綱
終期設定	有	無	年度		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	ひとり親家庭等への支援[03-03]			
目的	母子家庭の母は、母子家庭となる直前において、職についていた者ばかりでなく、専業主婦等であったために、職業経験が乏しく技能も十分でない者も多く、就職に際し十分な準備が無いまま、生活のために職に就かなければならない状況にある。そこで、個々の母子家庭の母の主体的な能力開発の取り組みを支援し、もって、母子家庭の自立の促進を図ることを目的とする。				
対象者等	区内在住の母子家庭の母で、下記の要件の全部に該当する者。 (1) 児童扶養手当の支給を受けているか又は、同様の所得水準にあること。 (2) 養成機関において2年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者 (3) 就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる者				
内容	母子世帯の母が看護師、介護福祉士、保育士等の養成機関において2年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる場合、修業期間の全期間（平成24年3月31日まで）に相当する期間に対して月額14万1千円を給付する。				
経過	平成15年4月 国において母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針より事業開始 平成16年8月 荒川区において事業開始（支給要綱制定） 平成20年4月 国の要綱改正に伴い、区の要綱を改正した。平成20年度入学者から、入学支援修了一時金の新設、及び支給額について、課税世帯は訓練促進費等を非課税世帯の半額とすることとした。 平成21年2月 国の政令改正に伴い、区の要綱を改正した。平成21年2月4日から、支給期間を最後の3分の1から後半の2分の1に変更した。 平成21年6月 国の政令改正に伴い、区の要綱を改正した。平成21年6月5日から、支給期間を後半の2分の1から全期間に、支給金額を非課税10万3千円から14万1千円（課税世帯半額）へ変更した。				
必要性	母子家庭の自立促進に寄与する事業で必要性は高い。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） ・ 母子相談等の窓口において、当該事業の対象者に事業内容の説明を行い、給付金等の申請を受理する。 ・ 区報等によるPR 1 児童扶養手当受給者の現況届時にチラシ配布 2 区報掲載（8月に掲載予定） 3 荒川区ホームページにて周知				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	1,236	1,236	1,236	1,236	3,296	4,768	35,732	
決算額（22年度は見込み）	721	0	309	1,648	2,884	4,768	35,732	
人件費		431	1,281	1,708	1,271	2,036		
【事務分担量】（%）		5	15	20	15	25		
合計（+）	721	431	1,590	3,356	4,155	6,804	35,732	
国（特定財源）	540	0	232	1,236	2,163	2,091	26,799	
都（特定財源）	0	0	0	0	0	1,802	0	
その他（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
一般財源	181	431	1,358	2,120	1,992	2,911	8,933	
実績の推移	事項名							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
看護師	1	0	1	2	3	4	13	
保育士等							2	

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		負担金補助及び交付金	高等技能訓練促進費	2,884	高等技能訓練促進費	4,768	高等技能訓練促進費

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	訓練促進費支給件数	2	3	4	15		
	支給後の就業者数	2	3	0	4		20年度・21年度は調査済み 22年度は見込
	就業率	100%	100%	0%	27%		就業者数 / 受給者数

(問題点・課題)	<p>区報及びホームページ等によるPRをしているが、実際に必要な人に十分に制度の趣旨が周知徹底されるよう努める必要がある。</p>
他区の実況	(実施 22 区 未実施 区)

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
区報等により周知し、必要な人が制度を利用できるようにする。	母子家庭の自立の促進を実現する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	母子家庭の自立にとって、教育訓練や能力開発は重要である。

況議(要旨)問状	
----------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	女性福祉資金貸付事業	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	川和田昌弘																																										
		担当者名	高瀬良子	内線	3814																																										
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	女性福祉資金貸付金（030204-010401）																																														
事務事業の種類	新規事業	（22年度	21年度）	建設事業	それ以外の継続事業																																										
開始年度	昭和	平成	年度	根拠	荒川区女性福祉資金貸付条例																																										
終期設定	有	無	年度	法令等	荒川区女性福祉資金貸付条例施行規則																																										
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画																																										
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[]																																													
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]																																													
	施策	ひとり親家庭等への支援[03-03]																																													
目的	女性〔配偶者がいないか、いてもその扶養を受けられない者〕に対して、資金を貸し付けることによりその経済的自立と生活意欲の助長を図り、もって女性の福祉の増進に寄与する。																																														
対象者等	上記女性で、下記の要件の全部に該当する者。 他から同種の貸付を受けられないこと 都内に6ヶ月以上居住していること 20歳以上の者 直系親族又は兄弟姉妹を扶養している者（被扶養者がいない場合には、所得による制限（3,580,000円以下）あり）																																														
内容	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: small;"> <thead> <tr> <th>貸付の種類</th> <th>貸付限度額（単位：千円）</th> <th>利子</th> <th>貸付の種類</th> <th>貸付限度額（単位：千円）</th> <th>利子</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業開始資金</td> <td>2,830</td> <td>無</td> <td>住宅資金</td> <td>1,500</td> <td>1%</td> </tr> <tr> <td>事業継続資金</td> <td>1,420</td> <td>無</td> <td>転宅資金</td> <td>260</td> <td>1%</td> </tr> <tr> <td>技能修得資金</td> <td>（月額）65</td> <td>無</td> <td>結婚資金</td> <td>300</td> <td>1%</td> </tr> <tr> <td>就職支度資金</td> <td>100</td> <td>無</td> <td>修学資金</td> <td>（月額）18～64</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>医療介護資金</td> <td>340（医療）・500（介護）</td> <td>無</td> <td>就学支度資金</td> <td>39～600</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>生活資金</td> <td>（月額）141～103</td> <td>無</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					貸付の種類	貸付限度額（単位：千円）	利子	貸付の種類	貸付限度額（単位：千円）	利子	事業開始資金	2,830	無	住宅資金	1,500	1%	事業継続資金	1,420	無	転宅資金	260	1%	技能修得資金	（月額）65	無	結婚資金	300	1%	就職支度資金	100	無	修学資金	（月額）18～64	無	医療介護資金	340（医療）・500（介護）	無	就学支度資金	39～600	無	生活資金	（月額）141～103	無			
貸付の種類	貸付限度額（単位：千円）	利子	貸付の種類	貸付限度額（単位：千円）	利子																																										
事業開始資金	2,830	無	住宅資金	1,500	1%																																										
事業継続資金	1,420	無	転宅資金	260	1%																																										
技能修得資金	（月額）65	無	結婚資金	300	1%																																										
就職支度資金	100	無	修学資金	（月額）18～64	無																																										
医療介護資金	340（医療）・500（介護）	無	就学支度資金	39～600	無																																										
生活資金	（月額）141～103	無																																													
経過	昭和33年1月 東京都婦人更生資金貸付条例施行（都単独事業、対象者…売防法要保護女子） 昭和39年3月 東京都婦人福祉資金条例施行（対象から売防法を削除） 昭和50年4月 区事務移管（荒川区婦人福祉資金条例制定） 平成3年10月 名称改正（荒川区婦人福祉資金条例から荒川区女性福祉資金貸付条例に）貸付対象年齢引き下げ（25歳 20歳） 平成8年4月 療養資金・生活資金（一部）無利子に改正 平成9年4月 利息改正 3% 1%（利率を規則事項に改正・都は3%のまま） 平成11年4月 生活資金・就職支度金を無利子に改正、修学資金に特別限度額を設定 平成13年4月 事業開始資金・事業継続資金を無利子に改正、医療資金を医療介護資金に改正 平成19年3月 各種資金の貸付け限度額、技能習得資金の据置期間及び生活資金の体系を都条例と同様とするほか、修学資金については、条例では学校ごとの限度額を規定する方式に改正。大学は専門職大学院を含めることとした。																																														
必要性	実績が少なく、類似する貸付事業があり、それらで代替可能である。																																														
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） < 貸付審査会 > 適正かつ円滑な貸付事務を執行するために「東京都母子福祉資金・荒川区女性福祉資金貸付審査会」を設置。構成メンバー「子育て支援課長、ひとり親女性福祉係長、担当者、その他会長（子育て支援課長）が指定する者」 < 広報 > 年1回、区報に掲載（8月に掲載予定） 母子、婦人相談活動のなかで周知																																														

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	予算額	1,500	1,200	1,200	1,800	1,800	1,248	1,380
	決算額（22年度は見込み）	1,176	390	990	1,200	0	337	1,380
	人件費		4,310	2,135	1,281	847	814	
	【事務分担量】（%）		50	25	15	10	10	
	合計（+）	1,176	4,700	3,125	2,481	847	1,151	1,380
	国（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0
	都（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0
	その他（特定財源）	1,647	2,049	1,667	1,667	1,667	1,812	1,997
一般財源	-471	2,651	1,458	814	-820	-661	-617	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	修学資金	2	0	0	1	0	0	1
	就学支度資金	0	1	1	1	0	1	1
	技能習得資金	0	0	1	1	0	0	0

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	貸付金	その他貸付金	0	就学支度資金貸付金	337	修学資金貸付金	648
					その他貸付金	732	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
	貸付件数	3	0	1	2		

（問題点・課題）	償還率を向上させるために、さらに努力が必要あり、特に、長期未納者対策が課題となっている。							
	現年度 単位：千円				過年度 単位：千円			
		19年度	20年度	21年度		19年度	20年度	21年度
	調定額	1,347	1,494	1,811	調定額	1,599	1,509	1,509
	償還額	1,240	1,494	1,760	償還額	196	11	52
償還率(%)	92.10	100.00	97.20	償還率(%)	12.20	0.73	3.40	
未償還額	107	0	51	未償還額	1,403	1,498	1,457	
他区の実況	（実施 14 区 未実施 8 区） 未実施区 8区（千代田、新宿、文京、台東、足立、葛飾、大田、中野）							

問題点・課題の改善策検討	
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容
	改善により期待する効果
	長期未納者に対し訪問調査を行い、生活実態を把握し償還するよう働きかける。
	償還金が少額であっても償還率が上がり、事業の適正な実現を確保できる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	休止・完了	実績が少なく、類似事業で代替可能であり、新規の貸付けを停止する。

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	女性相談事業	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	川和田昌弘
		担当者名	遠嶋 ひろみ	内線	3815
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	事務費（030204-010402）				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	32年度	根拠	東京都女性相談員設置要綱
終期設定	有	無	年度	法令等	売春防止法 DV法
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	ひとり親家庭等への支援[03-03]			
目的	女性の生活、職業、その他の諸問題について、婦人相談員が相談、助言指導、関係機関との連絡調整を行い、女性の自立と安定した生活を図るため必要な保護・援助をする。				
対象者等	区内の要保護女子（夫の暴力、立退き、所持金なし等の緊急に保護を要する女子）				
内容	婦人相談員による面接相談及び必要な援助・保護（常時実施） 1 荒川区女性福祉資金の貸付相談 2 婦人相談 (1)相談による指導・助言 (2)東京都女性相談センター（都婦人相談所・一時保護施設：定員35人）への移送・入所手続き (3)東京都女性相談センター入所期間中（2週間限度）に面接相談を行い、婦人保護施設入所（売春防止法）生活保護開始（宿所提供施設入所・民間アパート入居）自立（住込み就労等）のいずれかに決める。				
経過	昭和31年5月 売春防止法制定 昭和32年4月 東京都婦人相談所発足（売春防止法） 昭和32年6月 東京都婦人相談所一時保護事業開始（定員25人） 昭和40年4月 福祉事務所区移管 婦人相談員の身分を都職員から区職員へ切替 昭和52年4月 東京都婦人相談所から東京都婦人相談センターに名称変更（一時保護所定員30名に増員、対象を拡大し一般女性・母子も含む 電話相談開始） 昭和62年4月 専任相談員制を廃止、面接相談員が兼務 平成4年4月 東京都女性相談センターに名称変更 平成10年1月 東京都女性相談センターに移転改築 平成13年4月 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下、「DV法」）制定 平成14年度 事業名変更 婦人相談事業費 女性相談事業費 平成16年 DV法改正 平成19年 DV法改正				
必要性	区内の要保護女子（夫の暴力、立退き、所持金なし等の緊急に保護を要する女子）の安全と生活を守るために必要な事業である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 婦人相談員1名（母子相談と兼務） 1 要保護女子等の来所面接相談 2 要保護女子の生活援護、施設への入所措置 3 更生に向けた助言、指導				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	97	80	93	112	120	114	115	
決算額（22年度は見込み）	39	48	76	76	67	59	115	
人件費		1,339	5,978	8,540	8,470	7,330		
【事務分担量】（%）		30	70	100	100	90		
合計（+）	39	1,387	6,054	8,616	8,537	7,389	115	
国（特定財源）	671	664	664	664	664	666	666	
都（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
その他（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
一般財源	-632	723	5,390	7,952	7,873	6,723	-551	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	女性福祉資金貸付（新規相談）	8	6	6	6	3	7	2
	女性相談（貸付を除く新規相談）	65	43	62	62	67	93	90
	女性相談センター等入所（再掲）	13	17	18	11	10	5	10
	DV相談件数（再掲）	30	30	38	39	37	62	60

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需用費	書籍購入等	54	書籍購入等	43	印刷製本（納付書等）	63
役員費	郵送料、移送費	10	郵送料、移送費	13	郵送料、移送費	49	
分担金	婦人相談員研究会	3	婦人相談員研究会	3	婦人相談員研究会	3	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	女性相談件数（新規）	68	70	100	92		

（問題点・課題）	<p>1 近年、夫の暴力や居住地を追い出されて、緊急に保護を必要とする女性、母子が年々増大しているため、受入施設を増やすことが求められている。</p> <p>2 ドメスティック・バイオレンスに関する相談窓口の連携を図る等女性相談に関する体制整備・充実が必要である。</p>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
緊急に保護を必要としている女性が安心して避難できる受入施設を増やすよう都に働きかける。	女性の自立と安定した生活を図ることができる。
年々、ドメスティック・バイオレンスに関する相談が増えている。子ども家庭支援センター、学校、保育園、保健所、男女平等推進センター等の関係機関と連携をとる。	関係機関との連絡を取ることで、相談者の安全と生活を守ることができる。
母子生活支援施設の広域利用の可能性について調査する。	区内の母子生活支援施設は20室であるため、常に満室状況である。空いている他区施設を利用できれば養育困難母子の自立支援等が図れる。（区内施設に空きが出た場合は他区の母子を受け入れる必要がある）

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	D Vに係わる相談が増加する中、P Rを徹底し、相談体制を強化する。

（状況）	
------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	ひとり親家庭休養ホーム事業	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	川和田昌弘
		担当者名	遠嶋ひろみ	内線	3815
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	ひとり親家庭休養ホーム事業費（030204-010601）				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	56年度	根拠法令等	荒川区ひとり親家庭休養ホーム事業実施要綱
終期設定	有	無	年度		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	ひとり親家庭等への支援[03-03]			
目的	ひとり親家庭の親子を対象に、休養及びレクリエーションのために宿泊施設並びに日帰り施設を指定し、低額で安全な施設の利用を助成することにより、ひとり親家庭の福祉の向上と健康の増進に資する。				
対象者等	ひとり親家庭の親子				
内容	<p>低額で安全な宿泊施設・日帰り施設を指定し、ひとり親家庭が親子で気軽に楽しめるレクリエーションの機会を提供する [14年度から]</p> <p>指定施設 区有施設のみ：宿泊施設（グリーンパール那須・清里高原ロッジ・ニューアカオ）、日帰り施設（荒川スポーツセンター・荒川遊園・スポーツハウス）</p> <p>助成限度額 宿泊：大人・子供ともに 3,000円 日帰り：大人・子供ともに 1,000円</p> <p>利用限度 宿泊は1泊1回のみ、日帰りは2回利用可</p>				
経過	<p>昭和46年 東京都母子休養ホーム事業 昭和56年 区に事務移管 荒川区母子休養ホーム事業</p> <p>昭和58年 荒川区単親家庭休養ホーム事業(父子に拡大) 昭和62年 「単親」を「ひとり親」に名称変更</p> <p>平成元年 2泊から3泊に拡大 平成4年 日帰り施設指定(3施設) 平成10年 宿泊・日帰りあわせて3回を2回に改正 平成12年 日帰り子供の助成限度額を都基準額に改正(2,000円 1,500円)</p> <p>平成13年 指定施設変更(「安房もとな荘」指定解除・「ディズニースー」追加指定) 対象年齢を「20歳未満」から「18歳未満達した年度末まで」に改正</p> <p>平成14年 指定施設変更(宿泊・日帰り施設とも区有施設に限定) 宿泊施設(7ヶ所 3ヶ所) 日帰り施設(4ヶ所 3ヶ所) 助成限度額変更(宿泊：大人6,490円 3,000円 子ども5,770円 3,000円)(日帰り：大人2,000円 1,000円 子ども1,500円 1,000円) 利用限度回数変更(宿泊・日帰り合わせて2回 宿泊は1泊1回のみ、日帰りは2回利用可)</p>				
必要性	ひとり親家庭親子のコミュニケーションの向上と健康の増進における役割は大きい。				
実施方法	<p>(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)</p> <p>年度当初に指定施設と契約。利用者の申請により児童扶養手当証書・児童育成手当通知書等でひとり親家庭であることを確認し、利用券を発行。施設からの利用実績に基づき支出。ただし、荒川遊園は、回数券を事前に購入し、直接申請者に配布。</p>				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	639	628	628	628	834	894	842	
決算額(22年度は見込み)	591	502	484	626	744	894	842	
人件費		1,724	1,281	1,708	847	814		
【事務分担量】(%)		20	15	15	10	10		
合計(+)	591	2,226	1,765	2,334	1,591	1,708	842	
国(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0	
都(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0	
その他(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0	
一般財源	591	2,226	1,765	2,334	1,591	1,708	842	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	宿泊利用者	66	51	60	79	91	98	114
	日帰り利用者	394	353	315	307	519	600	500

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	使用料及賃借料	宿泊施設利用料	273	宿泊施設利用料	294	宿泊施設利用料	342
	日帰り施設利用料	471	日帰り施設利用料	600	日帰り施設利用料	500	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	利用者延人員	386	610	698	614		

（問題点・課題）	<p>本事業の認知度は低いと考えられる。予算に対する利用率は高いが、対象世帯は利用世帯を大きく上回ると考えられるため、一層の事業の周知ならびに、予算の確保が求められる。</p>
他区の実況	<p style="text-align: center;">（実施 18 区 未実施 4 区）</p> <p>未実施区（墨田・豊島・足立・葛飾）</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
ポスター・チラシ等を作成し、公共施設に掲示。	区にあまりつながりのない、ひとり親家庭親子の福祉の向上

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の内容で実施する。

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	ひとり親家庭サポート事業	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	川和田昌弘
		担当者名	遠嶋ひろみ	内線	3815
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	ひとり親家庭サポート事業費（030204-010701）				
事務事業の種類	新規事業	（22年度 21年度）	建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	20 年度	根拠法令等	・母子及び寡婦福祉法第17条（居宅等における生活支援）・荒川区ひとり親家庭サポート事業実施要綱	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	ひとり親家庭等への支援[03-03]			
目的	日常生活を営むのに著しい支障があるひとり親家庭に対して、一定の期間ホームヘルパー等を派遣し、日常生活の世話等必要なサービスを行うことにより、ひとり親家庭の福祉の増進を図る。				
対象者等	区内に住所を有する小学生以下の児童がいるひとり親家庭で、次のいずれかに該当する場合。 1 ひとり親家庭の親又は児童が一時的傷病の場合 2 日常の家事・育児をしている同居の祖父母等が一時的傷病の場合 3 ひとり親家庭の親が就労につながる技能習得のために通学、就職活動、親族等の冠婚葬祭に出席、勤務日以外の出勤のため、援助が必要と判断できる場合				
内容	ヘルパー派遣業者等と委託契約を締結し、利用者の申請に基づきベビーシッター及びホームヘルパーを派遣する。 【派遣回数】 同一世帯につき原則として月5回以内 【派遣時間】 午前7時から午後10時までの間で、3時間単位で8時間以内 【援助内容】 育児サービス 家事援助サービス				
経過	昭和57年度 ヘルパー派遣事業開始 ひとり親となった直後 月8回派遣 3ヶ月を限度 昭和58年度 ひとり親となった直後 月12回派遣 3ヶ月を限度 昭和59年度 ひとり親となった直後 月12回派遣 6ヶ月を限度 昭和61年度 ヘルパー派遣時間帯の延長 午前10時～午後4時 午前7時～午後7時 昭和62年度 ひとり親となった直後 月12回派遣 期間を削除 平成3年度 ひとり親となってから2年以内 月12回派遣 平成12年度 ひとり親となってから1年以内で小学校3年生 平成14年度 事業対象者該当事由変更（親、児童及び同居の祖父母等が一時的傷病の場合のみに限定） 平成20年度 派遣要件を就職活動、技能習得のための通学、冠婚葬祭、残業時等を新たに加え、ひとり親家庭の就労支援を強化する「ひとり親家庭サポート事業」を開始した。				
必要性	ひとり親の安定した生活と自立促進に寄与するうえで、必要な事業である。				
実施方法	（3委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業委託 ケアサービス大和田（858,308円） （株）パソナフォスター（158,600円） 1 区は、業者とヘルパー派遣委託契約を締結する。 2 事前の登録が必要。利用時にその都度申請書を提出してもらい、区は派遣の可否を決定する。 3 区は派遣決定に基づき、業者に派遣依頼する。 4 派遣ヘルパーがサービス提供後、翌月、報告書を区に提出・同報告書で履行確認のうえ委託料を支出				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	217	120	224	135	2,078	1,958	1,029	
決算額（22年度は見込み）	217	117	160	84	249	794	1,029	
人件費		862	1,281	854	847	814		
【事務分担当】（%）		10	15	10	10	10		
合計（+）	217	979	1,441	938	1,096	1,608	1,029	
国（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
都（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
その他（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
一般財源	217	979	1,441	938	1,096	1,608	1,029	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	利用世帯数	2	1	1	1	3	4	10
	利用日数	21	11	16	8	36	105	120
	登録世帯					9	14	15

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料	ヘルパー派遣委託	249	ヘルパー派遣委託	794	ヘルパー派遣委託	1,029

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	ヘルパー利用時間数	62時間	177時間	585時間	615時間		
	ヘルパー利用平均時間数（1日当たり）	8時間	5時間	5.6時間	5時間		

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> ・登録世帯が少ないので、事業の周知方法を工夫する必要がある。 ・登録世帯の利用状況に偏りが見られる。（該当条件に外れた要件で申し込むなど） ・登録世帯の多くが区分（利用料無料）のため、気軽に当日キャンセルする世帯があり、区と委託業者の間で契約上の問題が生じることがある。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）
未実施区	

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
ポスターやチラシを保育園や幼稚園等の公共施設に掲示する。	サービスを必要としているひとり親家庭の安定した生活と自立促進に寄与する。
利用条件の緩和・または厳格化	サービスを利用しやすくなることで、ひとり親家庭の安定した生活が期待できる。または、厳格化することにより利用者の公平性を図れる。
当日キャンセルは認めない。	委託業者が安定してヘルパーを派遣できる。（利用者へのペナルティについては、本事業の趣旨にそぐわないことから科さない。）

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	ひとり親家庭の生活を支援することは重要であり、利用促進に努める。

議会議決要旨	
--------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	母子福祉資金貸付事業		部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	川和田昌弘																																												
			担当者名	高瀬良子	内線	3814																																												
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	都会計のため予算コードなし																																																	
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）			建設事業		それ以外の継続事業																																												
開始年度	昭和	平成	28年度	根拠法令等	母子及び寡婦福祉法・母子福祉資金貸付条例 東京都母子福祉資金貸付条例地方自治法第252条の17の2（条例による事務処理の特例）による「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」																																													
終期設定	有	無	年度																																															
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画																																											
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[]																																																
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]																																																
	施策	ひとり親家庭等への支援[03-03]																																																
目的	配偶者のいない女子で現に児童（20歳未満）を扶養している者に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するために資金を貸付ける。																																																	
対象者等	都内に6ヶ月以上居住している、配偶者のいない女子で20歳未満の児童を扶養している者。 <他貸付制度との関係> 1 生活福祉資金 母子が優先 2 女性福祉資金 母子が優先 3 日本育英会等同種の資金 重複貸付不可 4 生活保護受給者 貸付可																																																	
内容	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>貸付の種類</th> <th>貸付限度額(単位：千円)</th> <th>利子</th> <th>貸付の種類</th> <th>貸付限度額(単位：千円)</th> <th>利子</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業開始資金</td> <td>2,830</td> <td>無</td> <td>生活資金</td> <td>(月額)141</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>事業継続資金</td> <td>1,420</td> <td>無</td> <td>住宅資金</td> <td>1,500</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>技能修得資金</td> <td>460</td> <td>無</td> <td>転宅・結婚資金</td> <td>260(転宅)・300(結婚)</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>修業資金</td> <td>460</td> <td>無</td> <td>修学資金</td> <td>(月額)18~64</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>就職支度資金(子のみ)</td> <td>320</td> <td>無</td> <td>就学支度資金</td> <td>39~590</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>医療介護資金</td> <td>340(医療)・500(介護)</td> <td>無</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>								貸付の種類	貸付限度額(単位：千円)	利子	貸付の種類	貸付限度額(単位：千円)	利子	事業開始資金	2,830	無	生活資金	(月額)141	無	事業継続資金	1,420	無	住宅資金	1,500	無	技能修得資金	460	無	転宅・結婚資金	260(転宅)・300(結婚)	無	修業資金	460	無	修学資金	(月額)18~64	無	就職支度資金(子のみ)	320	無	就学支度資金	39~590	無	医療介護資金	340(医療)・500(介護)	無			
	貸付の種類	貸付限度額(単位：千円)	利子	貸付の種類	貸付限度額(単位：千円)	利子																																												
事業開始資金	2,830	無	生活資金	(月額)141	無																																													
事業継続資金	1,420	無	住宅資金	1,500	無																																													
技能修得資金	460	無	転宅・結婚資金	260(転宅)・300(結婚)	無																																													
修業資金	460	無	修学資金	(月額)18~64	無																																													
就職支度資金(子のみ)	320	無	就学支度資金	39~590	無																																													
医療介護資金	340(医療)・500(介護)	無																																																
	以外の資金は、保証人がいる場合無利子、いない場合は1.5%利子 の資金は無利子 保証人はなし（子が借受人になる場合は、保証人が必要）																																																	
経過	昭和28年4月 母子福祉資金の貸付等に関する法律施行 昭和39年7月 母子福祉法施行（旧法廃止） 昭和57年4月 母子及び寡婦福祉法施行（題名改正） 平成10年4月 利子の一部を無利子化（技能修得・就職支度・修業資金・生活資金(技能修得資金と合せ貸しの場合)） 平成12年4月 利子の一部を無利子化（事業開始・事業継続） 療養資金を医療介護資金に改正 平成14年11月 特例児童扶養資金の創設、生活資金（生活安定貸付）の拡充 平成18年4月 医療介護資金を借り受けずとも、生活資金を借り受けられるように貸付要件を緩和 平成19年7月 特例児童扶養資金の終了 平成21年6月 利子の全部を無利子化 及び保証人が立てられない場合有利子にて貸付可とする保証人要件の緩和 平成22年4月 都立高校授業料無償化、私立高校等就学支援金制度制定。就学支援金対象分減額し、授業料軽減助成を受けている場合はその分も減額。																																																	
必要性	母子家庭の自立促進に寄与する事業で必要性は高い。																																																	
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） <貸付審査会>適正かつ円滑な貸付事務を執行するために「東京都母子福祉資金・荒川区女性福祉資金貸付審査会」を設置。構成メンバー「子育て支援課長、ひとり親女性福祉係長、担当、その他会長（子育て支援課長）が指定する者」 <広報> 年1回、区報に掲載（8月に掲載予定） 母子、婦人相談活動のなかで周知																																																	

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額（都会計）	29,934	31,457	31,682	36,947	36,371	40,612	44,798	
決算額（22年度は見込み）	22,678	24,329	31,082	31,457	36,087	39,305	44,798	
人件費		6,464	10,248	8,540	6,776	6,108		
【事務分担当量】（%）		75	120	100	80	75		
合計（+）	22,678	30,793	41,330	39,997	42,863	45,413	44,798	
国（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
都（特定財源）	22,678	24,379	31,082	31,457	36,087	39,305	44,798	
その他（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
一般財源	0	6,414	10,248	8,540	6,776	6,108	0	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	修学資金	36	34	37	47	54	62	65
	就学支度資金	11	13	27	11	17	19	20
	その他		3	2	1	4	1	5
	貸付額	22,678	24,329	31,082	31,457	36,087	39,305	44,798

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	歳入歳出	貸付金		36,087	貸付金	39,305	貸付金

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
	貸付件数	59	75	82	90		

問題点・課題 (指標分析)	償還率は横ばいであり、今後も細かな滞納対策が必要である。			単位千円		
		19年度	20年度	21年度		
	調定額	59,878	62,896	67,829		
	償還額	20,150	21,119	24,006		
	償還率(%)	33.7	33.6	35.4		
	未償還額	39,728	41,777	43,823		

他区の実況	(実施 22 区 未実施 区)
-------	-------------------

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
償還率は横ばいであるが、今後も細かな滞納対策が必要である。貸付者に電話及び訪問するなど、償還するよう指導する。	償還率が上がり、事業の適正な実施が確保できる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の内容で実施する。

議会議事要旨 (要旨)	
----------------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	児童手当給付事業	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	川和田 昌弘																								
		担当者名	岡田 康	内線	3817																								
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	児童手当等支給事業（03-02-03-01-01-01）																												
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）	建設事業	それ以外の継続事業																										
開始年度	昭和 平成 47 年度	根拠法令等	児童手当法、荒川区児童手当関係事務取扱要綱																										
終期設定	有 無 24（予定）年度																												
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画																									
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[]																											
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]																											
	施策	子育て環境の整備[03-01]																											
目的	児童養育家庭の生活の安定に寄与するとともに次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的とする。																												
対象者等	受給者 小学校修了前までの児童を養育している者（日本国内に住所を有し、所得が限度額以下の者） ・ 児童手当（3歳未満で所得制限以下の者） ＊ 被用者（厚生年金保険適用事業所に雇用されている者等）の場合、所得制限緩和による特例給付有り ・ 3歳以上小学校修了前特例給付 ・ 公務員については所属庁で支給 (22.3.31現在)																												
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>支給区分</th> <th>被用者</th> <th>非被用</th> <th>特例</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3歳未満(10,000円)</td> <td>2,496</td> <td>1,152</td> <td>258</td> <td>3,906</td> </tr> <tr> <td>3歳以上(5,000円)</td> <td>5,383</td> <td>3,418</td> <td>529</td> <td>9,330</td> </tr> <tr> <td>3歳以上・第3子(10,000円)</td> <td>509</td> <td>465</td> <td>38</td> <td>1,012</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>8,388</td> <td>5,035</td> <td>825</td> <td>14,248</td> </tr> </tbody> </table>					支給区分	被用者	非被用	特例	計	3歳未満(10,000円)	2,496	1,152	258	3,906	3歳以上(5,000円)	5,383	3,418	529	9,330	3歳以上・第3子(10,000円)	509	465	38	1,012	計	8,388	5,035	825
支給区分	被用者	非被用	特例	計																									
3歳未満(10,000円)	2,496	1,152	258	3,906																									
3歳以上(5,000円)	5,383	3,418	529	9,330																									
3歳以上・第3子(10,000円)	509	465	38	1,012																									
計	8,388	5,035	825	14,248																									
内容	本事業は平成14年度から法定受託事務 手当額 3歳未満児 月額一律 10,000円（平成19年4月より） 第1子・第2子 月額5,000円 第3子以降 月額10,000円 支払月 6月、10月、2月に申請のあった翌月分から前月分までを支給																												
経過	・ 昭和47年制度発足（義務教育前の第3子以降を対象） ・ 昭和60年改正（支給対象拡大 第3子以降 第2子以降） ・ 平成3年改正（支給対象拡大 第2子以降 第1子以降 支給期間3歳未満） ・ 平成11年所得制限緩和 ・ 平成12年改正（支給対象拡大 3歳未満 義務教育就学前） ・ 平成13年所得制限緩和 ・ 平成16年改正（支給対象拡大 義務教育就学前 小学校第3学年修了前） ・ 平成18年改正（支給対象拡大 小学校第3学年修了前 小学校修了前 所得制限緩和） ・ 平成19年改正（乳幼児加算 3歳到達月まで第1子・第2子に関らず月額5,000を10,000円に増額） ・ 平成22年度から子ども手当に移行予定。ただし、22年度は費用負担において児童手当支給の仕組みは継続。																												
必要性	子育てに係る経済的負担の軽減に寄与している。																												
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 子育て給付係において申請受付 認定 支給決定（区長決定） 給付 年1回（6月）受給資格確認のため現況届受付																												

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
予算額		681,680	734,965	864,415	1,036,315	1,103,445	1,140,850	193,240
決算額（22年度は見込み）		580,740	625,305	819,045	1,036,315	1,103,385	1,140,805	193,240
人件費			15,514	13,237	23,912	16,940	17,917	
【事務分担量】（%）			180	155	280	200	220	
合計（+）		580,740	640,819	832,282	1,060,227	1,120,325	1,140,805	193,240
国（特定財源）		422,830	452,557	314,411	469,026	514,271	538,235	91,607
都（特定財源）		79,242	86,647	239,052	284,048	294,430	301,336	68,778
その他（特定財源）								
一般財源		78,668	101,615	278,819	307,153	311,624	301,234	32,855
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	児童数 被用者（3歳未満）	1,288	1,213	1,919	2,260	2,338	2,496	
	非被用者（3歳未満）	1,125	1,073	1,185	1,141	1,197	1,152	
	特例給付（3歳未満）	673	703	161	173	198	258	
	特例給付（3歳以上）	6,170	6,829	9,802	10,057	9,923	10,342	
	計	9,256	9,818	13,067	13,631	13,656	14,248	

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算2ヵ月分）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	20扶助費	被用者(延28,052人)	280,505	被用者(延29,846人)	298,460	被用者(延5,090人)	50,900
	非被用者(延14,369人)	143,560	非被用者(延14,696人)	146,960	非被用者(延2,564人)	25,640	
	特例給付(延2,374)	23,740	特例給付(延2,761人)	27,610	特例給付(延516人)	5,160	
	3歳～小学校第6学年修了前(延119,069人)	655,580	3歳～小学校第6学年修了前(延121,471人)	667,775	3歳～小学校第6学年修了前(延20,314人)	111,540	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値(25年度)	
標	児童手当受給児童数	13,631	13,656	14,248	0		

問題点・課題（指標）	DV等に係る住民登録未登録者の取扱いが統一されていないことで受給者が不利にならないようにする。 離婚前提による別居については、実際の受給者が長期保留状態で手当を受けられないことがないよう現に養育している者が受給できるようにする。
他区の実施状況	（実施 22 区 未実施 区） 千代田区：18年度より妊娠5ヶ月から18歳まで支給、小学生1,000円上乗せ、所得制限廃止 江戸川区：乳児養育手当 品川区：所得制限廃止 中央区・新宿区：18年度より中学3年生まで児童手当支給

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	国の動向を把握し、適切に実施していく。

状況（要旨）	
--------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	児童育成（育成・障害）手当給付事業		部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	川和田昌弘		
			担当者名	神長 まり	内線	3816		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	児童育成手当(030203-010102)							
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）			建設事業		それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成		47 年度	根拠法令等	荒川区児童育成手当条例・同施行規則			
終期設定	有 無		年度					
実施基準	法令基準内 都基準内		区独自基準	計画区分	計画	非計画		
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[]						
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]						
	施策	ひとり親家庭等への支援[03-03]						
目的	児童を養育している母・父子家庭等に手当を支給することにより、児童の福祉の増進を図る。							
対象者等	18歳以下で次の状態にある者の父又は母若しくは養育者							
	<ul style="list-style-type: none"> ・父又は母が死亡した児童（生死不明の場合） ・父又は母に1年以上遺棄されている児童 ・母又は母が婚姻によらないで懐胎した児童 ・父母が離婚した児童 ・父又は母が重度の障がいをもつ児童 				[所得制限] (千円)	扶養人数	育成手当	
					20歳未満の身体障害者手帳1・2級又は東京都愛の手帳3度以上等の障がい児の保護者	0	3,684	
	2,745	1,958	166	114	(22年3月31日現在)			
内容	育成手当 児童一人 13,500円/月 障害手当 児童一人 15,500円/月 を申請のあった翌月から年3回(6・10・2の各月)にまとめて支給。 都で実施していた、認定にかかわる障がい判定事務を16年度から区で実施。							
経過	都事業として始まり、現在に至る。 平成12年6月より所得制限額を特別障害者手当と同基準に改正。(所得制限強化)							
必要性	離婚等により生活が安定していないひとり親家庭等に手当を支給し、子育てに伴う経済的負担を軽減する必要がある。							
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) 子育て給付係窓口にて申請受付 審査 決定・給付〔区長決定〕 年1回(6月)受給資格確認のため現況届(所得状況届)受付を行い、資格継続の有無を確認する。							

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	450,028	462,451	488,126	471,718	476,107	486,685	470,827	
決算額(22年度は決算見込み)	415,257	428,076	449,176	471,497	468,662	466,748	470,827	
人件費	/	/	7,686	8,540	8,470	6,515	/	
【事務分担量】(%)	/	/	90	100	100	80	/	
合計(+)	415,257	428,076	456,862	480,037	477,132	473,263	470,827	
国(特定財源)								
都(特定財源)								
その他(特定財源)								
一般財源	415,257	428,076	456,862	480,037	477,132	473,263	470,827	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	育成手当児童数(月平均)	2,534	2,546	2,709	2,764	2,760	2,747	2,776
	障がい手当児童数	96	94	123	128	115	117	114
	併給(再掲)	(23)	(19)	(25)	(18)	(20)	(19)	(20)
	受給児童数計(月平均)	2,630	2,640	2,832	2,892	2,875	2,864	2,890

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
扶助費	育成手当延べ33,146人	447,256	育成手当 @13,500×延べ32,969人（調整額有り）	444,909	育成手当 @13,500×延べ33,310人	449,685	
	（月平均2,762人）		（月平均2,747人）		（月平均2,776人）		
	障害手当 延べ1,380人	21,406	障害手当 @15,500×延べ1,409	21,839	障害手当 @15,500×延べ1,364人	21,142	
	（月平均 115人）		（月平均 117人）		（月平均 114人）		

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値（25年度）	
	育成手当受給児童数	2,676	2,606	2,634	2,630		（年度末児童数）
	障害手当受給児童数	104	113	130	130		（年度末児童数）
（問題点・課題）	資格のある方がもれなく受給できるようにする。特に、数少ない父子家庭への支援であるので、制度の周知に努める。						
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）						

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
あらゆる機会、媒体（区報・ホームページ等）を通じて情報提供を行う。	ひとり親家庭等の児童の健やかな成長

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の内容で実施する。

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	事務費(児童・児童育成)	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	川和田 昌弘
		担当者名	岡田 康	内線	3817
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(22年度)	児童手当等支給事業(03-02-03-01-01-03)				
事務事業の種類	新規事業(22年度 21年度)	建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成 47 年度	根拠法令等	児童手当法、荒川区児童手当関係事務取扱要綱 荒川区児童育成手当条例、同施行規則		
終期設定	有 無 年度				
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	子育て環境の整備[03-01]			
目的	児童手当及び児童育成手当の支給に係わる事務費。				
対象者等	児童手当：日本国内に居住し、小学校修了前までの児童を養育している者 児童育成手当：18歳までの児童を養育しているひとり親家庭の母又は父及び養育者				
内容	申請受付	児童育成手当	550件		
	現況届受付	児童手当	10,000件		
		児童育成手当	3,000件		
	給付事務	児童育成手当	年3回定例支払		
	資格喪失・変更事務	児童育成手当	750件		
経過	<ul style="list-style-type: none"> 平成16年度より、児童手当事務費は一般財源となった。 平成22年度より、児童手当は子ども手当に移行。 				
必要性	ひとり親家庭・障がい児家庭等、子育てに係る経済的負担の軽減				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) ・申請受付 内容審査(添付書類確認) 入力・照合 支払い通知発送 支払 (転出等、定期支払に間に合わない場合は随時で支払い) ・所得状況確認のため現況届(6月) ・その他 額改定届、年齢到達による喪失通知等				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	3,622	3,474	4,213	2,994	2,994	2,994	2,994	
決算額(22年度は見込み)	2,395	1,866	2,821	2,473	2,382	2,310	2,994	
人件費	/	3,448	3,843	2,562	7,623	6,515	/	
【事務分担量】(%)	/	40	45	30	90	80	/	
合計(+)	2,395	5,314	6,664	5,035	10,005	8,825	2,994	
国(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0	
都(特定財源)								
その他(特定財源)								
一般財源	2,395	5,314	6,664	5,035	10,005	8,825	2,994	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	児童手当児童数	9,256	9,818	13,067	13,631	13,726	14,248	14,242
	児童育成手当児童数	2,630	2,640	2,703	2,780	2,719	2,745	2,890
	年度末数値							

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	障害判定謝礼	0	障害判定謝礼	0	障害判定謝礼	24
一般需用費	事務用品、印刷製本	602	事務用品、印刷製本	458	事務用品、印刷製本	702	
役務費	郵便料、通信費	1,781	郵便料、通信費	1,852	郵便料、通信費	2,268	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	児童手当支給児童数	13,631	13,726	14,248	14,242		年度末児童数
	育成手当支給児童数	2,780	2,719	2,745	2,890		年度末児童数

（問題点・課題分析）	現況届未提出による支給停止を無くす。
他区の実況	（ 実施 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
各種届出書及び添付書類のわかり易い記載方法を例示する。	子育て家庭への財政的支援

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の内容で実施していく。

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	児童扶養手当等支給事業費	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	川和田 昌弘																				
		担当者名	山田 正枝	内線	3816																				
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	児童扶養手当等支給事業費 030203（20-02-01）																								
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業																					
開始年度	昭和 平成	36 年度	根拠法令等	児童扶養手当法、荒川区児童扶養手当支給要綱																					
終期設定	有 無	年度	特別児童扶養手当の支給に関する法律																						
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画																				
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[]																							
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]																							
	施策	ひとり親家庭等への支援[03-03]																							
目的	・18歳まで又は20歳未満で中度以上の障がい有する児童を監護している母又は養育者に対し、家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。																								
対象者等	【児童扶養手当】（22年8月から父子家庭も対象） 次のいずれかに該当する、18歳まで又は20歳未満で中度以上の障がい有する児童を監護している父若しくは母又は養育者 父母が婚姻を解消 父又は母が死亡（生死不明の場合も） 父又は母が重度の障がい者 父又は母に1年以上遺棄されている状態が続いている 父又は母が1年以上拘禁されている状態が続いている 婚姻によらないで生まれた 【特別児童扶養手当】（22年8月から父子家庭も対象） 障がい児の父若しくは母又は養育者がその障がい児を監護するとき、その父若しくは母又は養育者																								
内容	児童扶養手当の申請のあった翌月分から年3回（4・8・1月に各月の前月分まで）にまとめて支給。 また2人目の児童は5000円/月、3人目以降はひとりにつき月3000円/月が加算される。 児童扶養手当 全額支給：月額41,720円、一部支給：41,710円～9,850円 10円単位(物価スライドによる変更有) 特別児童扶養手当 1級：50,900円 2級：33,900円(物価スライドによる変更有) 手当額計算方法 41,710 - (所得額 - 所得制限限度額) × 0.0184162 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th>扶養親族数</th> <th>児童扶養手当(全額支給)</th> <th>児童扶養手当(一部支給)</th> <th>特別児童扶養手当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得限度額</td> <td>0人 190,000円(未満)</td> <td>1,920,000円(未満)</td> <td>4,596,000円(未満)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1人 570,000円(未満)</td> <td>2,300,000円(未満)</td> <td>4,976,000円(未満)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2人 950,000円(未満)</td> <td>2,680,000円(未満)</td> <td>5,356,000円(未満)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(1人増に月380,000円加算)</td> <td>(1人増に月380,000円加算)</td> <td>(1人増に月380,000円加算)</td> </tr> </tbody> </table>					扶養親族数	児童扶養手当(全額支給)	児童扶養手当(一部支給)	特別児童扶養手当	所得限度額	0人 190,000円(未満)	1,920,000円(未満)	4,596,000円(未満)		1人 570,000円(未満)	2,300,000円(未満)	4,976,000円(未満)		2人 950,000円(未満)	2,680,000円(未満)	5,356,000円(未満)		(1人増に月380,000円加算)	(1人増に月380,000円加算)	(1人増に月380,000円加算)
扶養親族数	児童扶養手当(全額支給)	児童扶養手当(一部支給)	特別児童扶養手当																						
所得限度額	0人 190,000円(未満)	1,920,000円(未満)	4,596,000円(未満)																						
	1人 570,000円(未満)	2,300,000円(未満)	4,976,000円(未満)																						
	2人 950,000円(未満)	2,680,000円(未満)	5,356,000円(未満)																						
	(1人増に月380,000円加算)	(1人増に月380,000円加算)	(1人増に月380,000円加算)																						
経過	昭和36年児童扶養手当法施行、昭和39年特別児童扶養手当開始（児童扶養手当） 平成14年7月末までは、区は受け付け事務のみで認定及び支給事務は都が実施。平成14年8月から、受付のほか認定及び手当支給事務も都から区に移管される。（法定受託事務） 上記の移管と同時に、就労による自立を促進する仕組みとするため、就労所得が増えるに従って、所得と手当の合計額が増加するよう、手当ての支給額を細かく（月額41,710円～9,850円 10円単位）設定。 また、寡婦控除の廃止及び父親からの養育費（仕送り）についても、所得に含めることとした。 平成16年度 認定にかかわる障がい判定事務は、区で実施する。児童扶養手当事務費一般財源化 平成18年度 三位一体改革により児童扶養手当の国庫負担割合3/4 1/3 平成18年度 母子自立支援プログラム策定員配置。ハローワーク等と連携。受給者に対する就業・自立支援を実施 平成20年4月 受給開始から5年経過等受給者の一部支給停止措置始まる。 平成22年8月から父子家庭への手当支給開始。																								
必要性	児童の健やかな成長を図るため、離婚等により生活が安定していない母子、父子家庭等に手当を支給し、子育てに伴う経済的負担を軽減する必要がある。																								
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 【児童扶養手当】 子育て支援課受付 認定(区長) 給付 年1回受給資格確認のため現況届受付（8月） 【特別児童扶養手当】 子育て支援課受付受理 都へ提出（都が認定） 年1回受給資格確認のため現況届受付（8月）・特別児童扶養手当は、都提出に係る受付事務のみで支給事務は都で実施。																								

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	660,216	687,442	692,155	656,279	663,102	653,188	651,232	
決算額（22年度は見込み）	623,671	642,325	649,802	655,484	649,453	636,552	651,232	
人件費		17,238	17,934	17,080	16,940	10,589		
【事務分担量】（%）		200	210	200	200	200		
合計（+）	623,671	659,563	667,736	672,564	666,393	647,141	651,232	
国（特定財源）	470,855	481,468	216,634	219,350	216,502	211,993	211,617	
都（特定財源） 無料パス外			64	74	67	67	67	
その他（特定財源）								
一般財源	152,816	178,095	451,038	453,140	449,824	435,081	439,548	
実績の推移	事項名							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
児童扶養手当受給者数	1,342	1,352	1,343	1,395	1,355	1,371	1,505	
特別児童扶養手当受給者数（参考）	138	137	156	148	138	154	153	
父子家庭受給者数（再掲）							120	
延べ児童数	23,589	24,401	25,087	25,254	25,356	24,665	26,225	

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
予 算 ・ 決 算 の 内 訳	報償費	障害判定医謝礼	0	障害判定医謝礼	0	障害判定医謝礼	24
	一般需用費	消耗品・印刷製本	220	消耗品・印刷製本	217	消耗品・印刷製本等	345
	役務費	郵便料	605	郵便料	383	郵便料	513
	扶助費	扶養手当費	647,590	扶養手当費	634,831	扶養手当費	648,136
		(延児童数 25,356)		(延児童数 24,665)		(延児童数 26,225)	
	報酬	母子自立支援プログラム策定員	1,036	母子自立支援プログラム策定員	1,120	父子手当システム改修	1,050
	特別旅費		2		1	母子自立支援プログラム策定員	1,156
						8	

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
	児童扶養手当受給児童数	2,160	2,069	2,060	2,190		
	特別児童扶養手当受給児童数 (参考)	148	137	154	153		
	父子手当受給児童数（再掲）				130		の再掲（H22.8開始）

（問題点・課題分析）	・平成22年8月より父子家庭にも児童扶養手当が支給されるため、受給権のある方がもれなく受給できるよう制度の周知に努める。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の内容で実施する。

況議（会要旨問状）	<ul style="list-style-type: none"> ・H16二定 物価スライドによる児童扶養手当の削減に反対すべき。 ・H19二定 申請主義の改善 ・H20 父子手当の創設
-----------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	ひとり親家庭医療費助成事業	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	川和田 昌弘
		担当者名	海老名 謙	内線	3816
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	ひとり親家庭医療費助成事業210501(03-02-04)				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	2 年度	根拠	荒川区ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例・同施行規則	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	ひとり親家庭等への支援[03-03]			
目的	ひとり親家庭に対し医療費の一部を助成し、ひとり親家庭の保健の向上に寄与するとともにひとり親家庭の福祉の増進を図る。				
対象者等	ひとり親家庭の父又は母 両親がいない児童などを養育している養育者 ひとり親家庭の児童又は養育者に養育されている児童で18歳に達した日の属する年度の末日(障がい児は20歳未満)までの者。 父又は母が重度の障がいがある児童				
内容	対象世帯に対し、医療証を交付し、保険自己負担分を給付。（住民税課税世帯は自己負担1割あり） 事務の流れ 現物支給：医療機関に医療証提示後受診 レセプトを国保連合会に送付 連合会審査 区に請求 連合会に支払 連合会は医療機関に支払う。 現金払い：都外で診療を受ける場合は受診者が一旦立替払いをし、後日、領収書を計画課窓口を持参し、銀行口座に振り込む手続きを行う。				
経過	平成2年度 都の事業として開始し、現在にいたる。 平成13年1月より、医療費の自己負担金全額助成から一部負担金制度を導入。 住民税課税世帯 入院外来医療費の1割 入院食費負担 1食260円 住民税非課税世帯 入院食費負担 1食260円 平成14年度、乳幼児医療助成制度と対象者が重複した場合、従来はひとり親医療制度が優先だったが、一部負担金の違いから子ども(乳幼児)医療助成制度が優先となった。同じひとり親家庭で年齢により使用する医療証が変わることになった。(子ども医療は中学校修了前まで、ひとり親医療助成は18歳まで) 平成19年度より補助金から財調に切り替え。				
必要性	ひとり親家庭の生活の安定と保健の向上をはかるために医療費の助成は必要である。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) 子育て支援課窓口申請 申請後3～4日前後で医療証交付(所得及び戸籍により母子・父子の確認)年1回世帯、所得状況を確認するための現況届受付事務有り。毎年1月更新。				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	92,967	103,933	103,815	99,559	75,470	74,648	70,685	
決算額(22年度は見込み)	91,889	99,975	98,320	81,136	74,262	70,239	70,685	
人件費		10,343	8,540	5,978	8,470	8,144		
【事務分担量】(%)		120	100	70	100	100		
合計(+)	91,889	110,318	106,860	87,114	82,732	70,239	70,685	
国(特定財源)								
都(特定財源)	60,615	64,338	64,174	0	0	0	0	
その他(特定財源)	4	704	345	0	0	0	0	
一般財源	31,270	45,276	42,341	87,114	82,732	70,239	70,685	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	対象世帯	1,455	1,449	1,482	1,477	1,424	1,421	1,421
	助成件数	35,320	39,101	38,580	30,585	27,471	26,823	27,292
	助成額	88,639	96,883	95,158	78,687	72,111	67,924	68,252
	(対象世帯前年比)			102.3%	99.7%	96.4%	99.8%	100.0%

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需用費	事務用品、印刷製本	138	事務用品、印刷製本	145	事務用品、印刷製本	210
	役務費	郵便料	134	郵便料	145	郵便料	145
	委託料	レセプト審査委託料	1,879	レセプト審査委託料	2,024	レセプト審査委託料	2,078
	扶助費	医療費	72,111	医療費	67,925	医療費	68,252

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
	医療費助成対象者数	2,008	1,934	1,918	1,918		
	対象世帯	1,477	1,424	1,421	1,421		

（問題点・課題）	・資格のある方がもれなく受給できるようにする。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
証の使用方法を含めた制度を周知するため、様々な広報媒体を利用していく。	ひとり親家庭の財政的負担の軽減

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の内容で実施する。

況議（要旨）	
--------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	子ども医療費助成事業	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	川和田 昌弘
		担当者名	高橋 知恵	内線	3818
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	子ども医療費助成事業費(030204-011301)				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）	建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成 4 年度	根拠	荒川区子どもの医療費の助成に関する条例		
終期設定	有 無 年度	法令等	荒川区子どもの医療費に関する条例施行規則		
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	子育て環境の整備[03-01]			
目的	子どもに係る医療費の一部を助成することにより、子どもの健やかな育成を図り、もって児童福祉の増進と子育て世代への支援に資する。				
対象者等	0歳児から義務教育修了前までの子ども（生活保護受給者、施設入所者は除く） 本事業は、都制度による事業であるが、所得による給付制限（児童手当と同額）及び小学生以上の自己負担について補助制限があるため、都制度で対象外となった世帯及び医療費補助に対しては、区の単独事業として給付している。（19年度より財調算入）				
		22年3月末	児童数		
		乳幼児医療証受給者	10,917		
		子ども医療証受給者	12,452		
		計	23,369		
内容	対象の子どもに対して、医療証を発給し、健康保険の自己負担分の助成を行う。 現物支給（医療証使用による給付分） 現金支給（医療証が都内の医療機関でのみ有効のため、都外医療機関等で受給者が立替払いした場合に、後日給付する。） 平成12年10月より一部負担金（食事療養費）制度を導入（都制度分、区単独分ともに導入） ・一般世帯 1日780円、住民税非課税世帯 1日650円（入院が90日を越えると500円） ・住民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者は 1日300円 平成18年4月より ・食事療養費 1食260円				
経過	平成 4年10月 区単独事業として開始（0～2歳児） 所得制限なし 平成 6年 1月 都補助制度開始（0～2歳児、所得制限有り） 平成 7年10月 区単独対象拡大（就学前まで対象拡大） 平成10年10月 都対象拡大（3歳まで、所得制限有り） 平成12年10月 都対象拡大（4歳まで、所得制限有り） 平成13年10月 都対象拡大（就学前まで、所得制限有り。ただし児童手当の所得制限緩和に伴い、対象が約5割から8割程度に拡大された。 平成14年10月 健康保険制度改正で3歳未満児の医療費の負担割合が3割から2割に変更になった。 平成18年10月 児童手当所得制限緩和（平成18年4月）に合わせ、乳幼児医療費助成制度の所得制限緩和 平成19年4月 区単独対象拡大（義務教育修了前まで対象拡大） 平成19年10月 都対象拡大（義務教育修了前まで対象拡大）自己負担分の1割助成、その1/2が補助対象（財調）所得制限有り。 平成20年4月 健康保険制度の改正により就学前児童の負担割合が3割から2割に変更。区の負担は減少。				
必要性	年齢的にも医療機関に罹る機会が多い子どもを養育する家庭への医療費助成は、子育て家庭への経済的な負担軽減に寄与するため必要である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 窓口申請 医療証即日交付 現物支給：医療機関で受診 病院はレセプトを国保連合会に送付 連合会審査 区に請求 連合会に支払い 連合会は医療機関に支払う 現金払い：都外で受診の場合は立替払いし、後日領収書により子育て支援課窓口で口座に振込む手続きをする。 H22.1.4から区民事務所窓口での一部申請開始。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	予算額	450,870	472,090	481,945	755,158	769,599	790,254	778,412
	決算額（22年度は見込み）	433,665	450,443	452,385	728,660	768,647	773,585	778,412
	人件費		16,807	17,080	10,248	16,940	8,144	
	【事務分担量】（%）		195	200	120	200	100	
	合計（+）	433,665	467,250	469,465	738,908	785,587	773,585	778,412
	国（特定財源）							
	都（特定財源）	173,845	169,098	173,902	0	0	0	0
	その他（特定財源）	1,090	4,161	1,303	6,716	4,210	6,315	1,001
一般財源	258,730	293,991	294,260	732,192	781,377	767,270	777,411	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	乳・子医療証交付児童数	9,792	9,686	9,909	22,217	22,508	23,369	22,263
	うち区基準児童数	2,012	2,085	1,481	5,302	4,501	4,733	4,831

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般賃金	繁忙期補助（臨時職員雇用）	1,758	繁忙期補助（臨時職員雇用）	1,662	繁忙期補助（臨時職員雇用）	2,084
一般需用費	事務用品、印刷製本	560	事務用品、印刷製本	460	事務用品、印刷製本	746	
役務費	通信費	1,219	通信費	1,370	通信費	1,543	
委託料	レセプト審査支払委託料	25,979	レセプト審査支払委託料	31,857	レセプト審査支払委託料	33,422	
扶助費	医療助成費	739,133	医療助成費	738,236	医療助成費	740,617	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
	医療証交付児童数	22,217	22,753	23,369	23,369		

（問題点・課題分析）	・対象者の拡大による財政負担は大きく、国・都の役割り分担を含めた総合的な検討が必要である。
他区の実施状況	（実施 23 区 未実施 区） 入院時食事療養標準負担額助成実施区(13区)：中央区、港区、新宿区、台東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、豊島区、北区、練馬区、江戸川区

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
証の使用方法を含めた制度の周知に努める。	次代を担う子どもの医療を保証することにより、子どもの保健の向上と子育て世代への支援の一助となる。
ほとんどの区が所得制限を廃止している現在、都においても所得制限を見直すよう働きかける。	子育て世帯の財政的負担の軽減

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の内容で実施していく。

議（要質問）	・H18二定 医療費助成を中学生まで引上げ、お産から義務教育終了までの医療費無料化を実現すべき。
--------	--

事務事業分析シート(平成22年度)

No1

事務事業名	20年度版 子育て応援特別手当		部課名	子育て支援部子育て支援	課長名	川和田 昌弘
			担当者名	岡田 康	内線	3817
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(22年度)	子育て応援特別手当(20-06-01)					
事務事業の種類	新規事業 (22年度 21年度)		建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	20年度	根拠法令等	・平成20年新たな生活対策に関する政府・与党会議、経済対策関係閣僚会議合同会議決定 ・荒川区子育て応援特別手当事業実施要綱	
終期設定	有	無	21年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[]				
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]				
	施策	子育て環境の整備[03-01]				
目的	幼児教育期の児童に手当を支給することにより、厳しい経済状況下にある子育て世代の支援を図る。					
対象者等	平成20年度において、小学校就学前3年間に属する子(平成14年4月2日から平成17年4月1日までの生まれ)であって、第2子以降である児童 第2子以降の判定は、18歳までの子を基礎とする。 平成21年2月1日現在の住民登録地で支給する。 外国人については、外国人登録原票に登録されている者で、正規在留者に限る。 支給は、 の子どもの属する世帯の世帯主。 受給対象児童数 1,969人 *21年度版 子育て応援特別手当(執行停止) 平成15年4月2日から平成18年4月1日までの生まれである児童 対象児童数 4,036人 手当は、執行停止となったが、準備事務経費として1,433,260円、国から補助を受けた。 21年度補正(10/10国庫補助事業) 予算額 169,122,000円 執行 0円(情報システム課執行)					
内容	手当額 対象児童一人 36,000円 平成20年度の緊急措置として実施し、1回限りの支給 事業実施期間 6ヶ月(4/5~10/5)					
経過	平成20年度補正予算 21年度へ繰越明許					
必要性	現下の厳しい経済情勢において、多子世帯の子育ての負担に対する配慮として、経済的負担の軽減が必要である。					
実施方法	(2一部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) 同時期に実施した「定額給付金」とともに業務委託により実施					

		(単位:千円)						
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
予算・決算額等の推移	予算額	/	/	/	/	8,112	80,128	
	決算額(22年度は見込み)	/	/	/	/	153	72,338	
	人件費	/	/	/	/	847	2,443	
	【事務分担量】(%)	/	/	/	/	10	30	
	合計(+)	/	/	/	/	1,010	74,811	0
	国(特定財源)	/	/	/	/	1,118	71,338	0
都(特定財源)	/	/	/	/				
その他(特定財源)	/	/	/	/				
一般財源	/	/	/	/	108	3,473	0	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	支給人員	/	/	/	/	0	1,967	

No2

事務事業分析シート(平成22年度)

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度(決算)		平成21年度(決算)		平成22年度	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
	時間外勤務手当	4 2 時間(3人)	153	4 0 時間(2人)	126		
	0901職員旅費	計画課事務費で執行 (1060円)	(1)		0		
	一般需用費			事務用消耗品購入	109		
	役務費			郵便料・振込み手数料	344		
	13委託料			業務委託	947		
	負担金補助			手当 (戻入未済1件有り)	70,812		

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
	手当支給申請書送付者数			1,969			
(指標分)							
他区の実況	(実施 22 区 未実施 区)						

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	休止・完了	事業終了

議会(要旨)	
--------	--

事務事業分析シート(平成22年度)

No1

事務事業名	子ども手当支給事業費	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	川和田 昌弘
		担当者名	岡田 康	内線	3817
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(22年度)	子ども手当(03-02-03-01-06-01)				
事務事業の種類	新規事業 (22年度 21年度)		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	22 年度	根拠法令等	子ども手当法(施行日22年4月1日)	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	子育て環境の整備[03-01]			
目的	次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するため手当を支給する。				
対象者等	<ul style="list-style-type: none"> 支給対象者 中学校修了までの子どもがいる世帯の養育者 荒川区に住所を有している者 外国人については、外国人登録原票に登録されている者で、正規在留者に限る。 公務員については所属庁で支給 対象児童数 22,263人(平成22年2月1日対象人口 住基20,903 外国人1,360) 				
内容	<ul style="list-style-type: none"> 支給額 子ども1人あたり月額 2万6000円(所得制限無し) 22年度については、子ども1人あたり、半額の1万3000円 支払月 6月、10月、2月(平成22年度は、4月から1月までの10か月分支給) 手当の内訳 子ども手当の一部として、児童手当法に基づく児童手当を支給する仕組みとし、児童手当については、児童手当法に基づき、国、地方、事業主が費用を負担する。 子ども手当を当該自治体に寄付できる仕組みを検討中。 				
経過	<ul style="list-style-type: none"> 平成21年12月23日4大臣合意に基づき、平成22年度政府予算案に子ども手当所要額を計上 平成22年1月29日、「平成22年度における子ども手当の支給に関する法律案」閣議決定 平成23年度における子ども手当の支給については、平成23年度予算編成過程に検討 				
必要性	現下の厳しい経済情勢において、子育ての負担に対する配慮とともに、一人ひとりの子どもの育ちを社会全体で支援していく必要がある。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額							2,911,329	
決算額(22年度は見込み)						13,595	2,911,329	
人件費								
【事務分担量】(%)								
合計(+)						13,595	2,911,329	
国(特定財源)						13,595	2,911,329	
都(特定財源)								
その他(特定財源)								
一般財源						0	0	
実績の推移	事項名					20年度	21年度	
	受給者数						16,000	
	受給児童数						22,212	

事務事業分析シート(平成22年度)

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度(決算)		平成21年度(決算)		平成22年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
	賃金	/		子ども手当システム改修費 (情報システム管理費で執行)	13,595	臨時職員雇用	2,723
	一般需用費					事務用消耗品購入 印刷製本	871
	役務費					郵便料 手数料	10,644
	委託料					業務委託	9,531
	扶助費					手当額	2,887,560

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
	手当支給申請書送付者数				5,200		

(問題点・課題
指標分析)

- ・資格のある方がもれなく受給できるよう制度の周知に努める。
- ・公務員・別居監護による他の市区町村受給者などの二重支給を防止する。
- ・海外別居監護受給者について厳正な審査を行なう

他区の実
施状況

(実施 22 区 未実施 区)

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	資格のある方がもれなく受給できるよう制度の周知に努める。	養育者の経済的負担軽減
	公務員・別居監護による他の市区町村受給者などの二重支給を防止する。	適正な手当の支出
	海外別居監護受給者について厳正な審査を行なう	適正な手当の支出

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
	継続	国の動向を把握し、適切に実施していく。

議
(要旨)
会
質
問
状
況

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	新生児・3歳児絵本贈呈事業	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	川和田 昌弘
		担当者名	日坂 修	内線	3 8 1 1
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	新生児・3歳児絵本贈呈事業(03-02-01-01-07-09)				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	21 年度	根拠		
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	子育て環境の整備[03-01]			
目的	親子の絆とコミュニケーションを深め、絵本を通して豊かな人間性を育むため、新生児及び3歳児の保護者に絵本を贈呈する。				
対象者等	(1) 出生児の保護者 (2) 3歳児の保護者				
内容	(1) 出生児の保護者に対し、子どもの誕生を心からお祝いする意味も込めて「みんな、絵本から～～！ Love reading books with you, mammy.」を贈る (2) 3歳児の保護者に対し絵本を贈呈することにより、親子の絆とコミュニケーションを深めていただく（絵本は柳田邦男氏が選定した5冊の中から1冊を選択してもらうものとし、3歳児健診の際に引き換えを実施する） なお、3歳児への贈呈の際に、ボランティアの協力を得て、絵本の読み聞かせを実施する。				
経過	21年度事業開始				
必要性	核家族化、少子化またテレビやゲームの氾濫で、親子がふれあう機会が減ったり、またどう子どもと過ごせばいいのかが分からない親が増えていたりしている昨今、絵本の大切さや読み聞かせの楽しみ・効能を伝えるために必要な事業である。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) 3歳児への配付と絵本の読み聞かせは、一部ボランティアが実施				

		（単位：千円）						
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
予算・決算額等の推移	予算額					(360)	(3,930)	4,395
	決算額（22年度は見込み）					(360)	(3,930)	4,395
	人件費						(1,059)	
	【事務分担量】（%）						(25)	
	合計（+）	0	0	0	0	(360)	(4,989)	4,395
	国（特定財源）							
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	0	(360)	(4,989)	4,395	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	配付数（出生児保護者）						1,290	1,693
	配付数（3歳児保護者）						1,688	1,580
	対象人口（4月1日）						3,088	3,242

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需用費	絵本購入費	360	絵本購入費	3,930	絵本購入費	4,395
			新生児用 1290冊	1,548	新生児用 1693冊	2,032	
	計画課事務費で執行		3歳児用 1688冊	2,382	3歳児用 1580冊	2,263	
			地域見守り事業で執行		その他消耗品	100	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
配付率（%）				96.4%	100.0%	100%	配付数/0、3歳児の人口

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（ 実施 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
	継続	現状の内容で実施していく。

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	子育てボランティア団体育成支援事業	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	川和田 昌弘
		担当者名	中川 和行	内線	3811
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	子育てボランティア団体育成支援事業（03-02-01-01-16-01）				
事務事業の種類	新規事業	（ 22年度 21年度 ）		建設事業	それ以外の継続事業
開始年度	昭和	平成	22年度	根拠	子育てボランティア団体等育成支援補助金交付要綱
終期設定	有	無	年度	法令等	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	子育て環境の整備[03-01]			
目的	地域のボランティア団体が行う子育て支援事業又は子育て活動に対し、実施経費の一部を補助することにより、子育てボランティア団体等の育成を図り、子育て家庭を地域社会で支援するしくみを創る。				
対象者等	区内の乳幼児（概ね3歳未満）を持つ子育て家庭を対象に支援事業を実施するボランティア団体（10名以上で半数以上が荒川区民又は、在学・在勤者）				
内容	<p>1 補助事業</p> <p>（1）対象となる事業・活動 子育て支援事業；就学前の児童を持つ子育て家庭に対して行う、交流の場の提供、子育てに関する相談・援助、情報の提供、講習会、等の事業 子育て活動：在宅育児家庭が就学前の児童を対象にグループで行う子育て活動</p> <p>（2）補助対象経費 事業・活動実施に必要な消耗品、児童玩具の購入費や会場費、専門的な相談や講座を実施する場合の講師謝礼、保険料、等</p> <p>（3）補助限度額 運営費 年間 25万円 開設経費 5万円（子育て支援事業のみ）</p> <p>2 区の直接支援 事業に必要な消耗品等の提供・会場使用料の負担、免除 イベント等の託児謝礼の負担・子育てボランティア活動の広報</p>				
経過	<p>18年3月 尾久主任児童委員による双子の会月1回開催</p> <p>21年4月 「ツインズIN荒川」 多胎育児家庭のひろばを年4回開催</p> <p>21年10月 「双子の会IN汐入」 多胎育児家庭のひろばを年4回開催</p> <p>22年2月 汐入地区の子育て喫茶（汐たま）を月1回開催（22年9月から月2回の予定）</p> <p>22年4月 子育てボランティア団体等育成支援補助金交付要綱制定</p>				
必要性	子育て家庭を地域で互いに支え合い、楽しく子育てできる街をつくるため、地域の子育てボランティア団体を支援することは重要な課題である。				
実施方法	（ ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） ボランティア団体への補助事業である。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額							1,638	
決算額（22年度は見込み）							1,638	
人件費								
【事務分担量】（%）								
合計（ + ）	0	0	0	0	0	0	1,638	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	0	0	0	1,638	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	助成団体数							2～4団体

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
予 算 ・ 決 算 の 内 訳	08報償費					託児サポーター謝礼 延べ75時間分	92
	消耗品費					フロアーマット	420
	使用料及び賃借料					共済事業用消耗品	86
	負担金補助					会場使用料等	40
	助					団体助成 20～50万程度 3～4団体	1,000

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
	助成団体数				4	10	

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施区 未実施区）

問題点・課題の改善策検討	
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容
	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
	推進	子育て家庭を地域社会で支援するしくみを創るため、地域のボランティア団体を支援する意義は大きい。

議（要旨）	
-------	--